

食品に関するリスクコミュニケーション（東京）

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する
意見交換会

平成16年8月4日（木）13：30～17：06

草月会館 草月ホール

主催：内閣府食品安全委員会

午後 1 時 30 分 開会

(1) 開会

司会(西郷) 皆さん、こんにちは。本日はお暑いところをご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまより、日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会を始めさせていただきます。

それでは、意見交換会の開催に当たりまして、食品安全委員会の寺田委員長よりごあいさつを申し上げます。

(2) 開会挨拶

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。本日は本当にたくさんの方がおいでくださりまして、ありがとうございました。

日本におきます牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

BSEの問題を1つの大きなきっかけといたしまして、昨年5月に食品安全基本法ができて、それをもとにいたしまして、私どもの食品安全委員会が7月1日から発足いたしました。それと同時に、管理機関でございます農林水産省、厚生労働省の組織がえも行われ、消費者を中心とする食品安全行政が行われているわけでございます。

私どもの食品安全委員会は、ご存じのとおり、いわゆるリスク分析の中で1つの要素でございます科学的な評価、リスクアセッサーの立場で、これは科学的に独立性を持って評価をするということで、食品の場合、多くの場合、管理側であります農林水産省あるいは厚生労働省と一体となりまして、国民の皆さんに安心・安全を提供するという仕組みでございます。

BSEの問題は、先ほど申し上げましたように、この食品安全委員会が設置されることになった直接のきっかけでもありまして、委員会といたしましても大変重要な問題であると認識しております。

我が国でBSE感染牛が最初に確認されてから約2年を経過して、ちょうど今年の8月に、ここにいらっしゃいます吉川座長を中心といたしますプリオン専門調査会の第1回会合が行われまして、そのときに、日本のBSE問題全体について議論することは重要であるとされまして、専門家による議論が始まったところでございます。本年2月からは、プ

プリオン専門調査会において集中的な議論が行われまして、この間、国内外の専門家、あるいはいろいろな新しい情報を整備いたしまして、現在の日本におけるBSE感染の実態、あるいはいわゆる全頭検査、これは年齢と関係なしに検査をするなどという国内処置の有効性、あるいはSRM、あるいはフィードバン、幅広く国内処置の実効性に関する検討を行ってまいりました。

この結果が取りまとめられまして、たたき台としてできましたのが、ご存じのとおり、去る7月16日に専門調査会で「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(今までの議論を踏まえたたたき台)」ということで提示されて、議論が行われているところでございます。

このたたき台は、全頭検査をやりまして、過去2年半ぐらいで300万頭以上に及ぶ全頭検査の結果で、我が国のBSEの汚染状態が短期間で把握できました。もちろん、ここでは、感受性の問題とか、いろいろな問題がありますけれども、現在アベラブルな一番いい方法でやりまして、日本の状態はこういう状態であるということがわかりました。一方で、世界的に見ましても、BSEについていろいろ新しい知見も出ておりますし、そういうことを踏まえて、現在までに得られましたデータ、情報を踏まえて、我が国におけるBSEの発生抑制、我が国におけるBSEのヒトへの影響である変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、これは幸いにして発生はしておりませんが、そのリスクに対して、どのような低減効果があったかという観点から、我が国におけるBSE対策をレビューして、今後の対策に活用することが重要であるということから、取りまとめの作業を行っているところでございます。

今回の意見交換会では、このたたき台の内容につきまして、科学的な議論ができればというふうに考えております。まず初めに、日本におけるBSE問題についての説明として、プリオン専門調査会座長、吉川先生より、たたき台の策定までの経緯についてを説明していただいた後、同じくプリオン調査会の座長代理でございます金子先生より、たたき台について説明をお願いするところであります。その後、休憩を挟みまして、公募により応募いただいた中から、たたき台についての意見を述べていただくこととなります。今回皆様からいただきましたご意見などを、報告書の取りまとめに向けた今後のプリオン調査会の調査審議の参考にさせていただきたいと考えております。

ご存じのとおり、ヨーロッパ諸国でもBSEの問題が契機になりまして、いろいろな行政の方の組み替えが行われまして、その根本にありますのが2年、3年、まだ余り時間が

たっていませんけれども、いわゆるリスク分析の考え方で、リスクの科学的な評価と管理を分ける。その考え方によりますと、リスクの管理の方は、いろいろなリスクベネフィットとか、防疫問題は、管理の方でやるという色分けをしてやっております。私どもの委員会は、科学的な評価で独立性を持ってやっていく。これは国民の皆さん、議員の先生方が、こういうものをつくられて、国民の要望にこたえましてできた委員会でございますので、非常に大事にしまして、そのきっかけになりましたプリオンの問題に関して取り組んでいきたいと考えております。

この中で、先ほどいいました評価と管理と、それをつなぐところの一番大事なポイントになりますのがリスクコミュニケーションで、みんな片仮名で大変申しわけないのですが、リスクのマネージとアセスと、それからコミュニケーション。きょうはこの意見交換会で、できるだけ双方向の交換を、私どもこれからも続けていきたいと思いますが、どうぞいろいろなご意見をいただければ、この会でできないものも私どものところへ寄せてくださればありがたいと思っております。

この会を開催するに当たりまして、いろいろな方のご協力を得まして、この場をかりてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

(3) 日本におけるBSE問題についての説明

司会 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中でございますが、まず傍聴される方へのご注意の紙が1枚、それから「配布資料一覧」というのが1枚入っております。その次に「議事次第」が1枚ございます。それから、きょうの「出席者名簿」が1枚ございます。それから、意見陳述の際の配席というか、「座席表」が1枚入っております。

それから、こちらの手違いでまことに恐縮だったのですが、「資料1」というのを振るのができなかったのですが、吉川座長のこういうパワーポイントの打ち出しのものを資料1とさせていただきます。次が、これも資料2と打ってなくて恐縮でございますけれども、金子清俊座長代理のプレゼンテーションの資料の「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について」、これを資料2とさせていただきます。それから資料3が、本日の議論の対象となります「たたき台」といわれているものでございます。それから資料4は、後で公募で意見を述べていただくということで、今日お集まりの陳述の方々からいただい

た意見がその次でございます。

あとは、こういうアンケートの用紙がついておりますので、これもお帰りのときまでに記入いただいて、こういう会の進め方がいいか悪いか、後でいろいろ判断するときの資料にさせていただきますので、できればご記入いただければと思います。それから食品安全委員会のご案内の小さなリーフレットが1つ。それと用語集がついてございます。これもご参考までにつけてございますので、お使いくださいませ。

資料は以上でございますが、何か不足があれば近くの係員にお申しつけくださいませ。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、きょうの意見交換の進め方につきましてご説明させていただきます。議事次第をごらんください。

先ほど委員長のごあいさつにもございましたように、最初に、これからプリオン専門調査会の吉川座長から、調査審議の経緯についてご説明をいただきます。その後、今日の議論の対象でございますたたき台につきまして、座長代理の金子清俊先生からご説明をいただきます。その後、会場をセットする都合で、5分間ほど休憩をいただく予定にしております。休憩後、意見陳述を行います。意見陳述につきましては、後ほどまた詳しくご説明しますが、お1人7分ずつということになってございます。意見陳述が全部終わった後に、会場の皆様との意見交換をしたいと思っております。それが終わりましたら、今日取りまとめの作業を若干いたしまして、吉川座長に今日の総括をお願いして、最後に閉会ということを考えてございます。時間が非常にかかるということもございますが、議事の円滑な進行にご協力いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、最初に、プリオン専門調査会の吉川座長より、ご説明をお願いいたします。先生、よろしくお願いたします。

プリオン専門調査会における調査審議の経緯

プリオン専門調査会座長

吉川 泰弘

それでは、これまでの経緯を簡単に紹介させていただきたいと思います。

(パワーポイント1)

きょうのリスクコミュニケーションの主題は、僕の後で金子委員の方から説明される、日本のBSE対策についての評価報告書というものになると思います。したがって、ここではプリオン専門調査会が行ってきた審議の経緯を簡単に説明して、どういうステップを経てこの報告書が作成されたかということをも簡略に説明したいと思います。

(パワーポイント2)

食品安全委員会プリオン専門調査会の専門委員は、私を含めて12名です。医学あるいは農学分野で感染症、公衆衛生、またプリオンの専門研究者といった人たちから構成されています。いずれも自然科学分野の出身ということで、各委員の所属その他についてはここに書かれております。

(パワーポイント3)

今、委員長の方から詳しい説明がありましたけれども、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理を担う厚生労働省あるいは農林水産省から独立した形で、内閣府の食品安全委員会の中に置かれております。

食品安全委員会は、1つは、リスク管理側から科学的なリスクの評価を要請された場合に、そのアセスメントといいますが、評価をして、評価結果を知らせるといったものが1つの責務になっています。

もう1つの責務は、ここに書いてある、今日行われているリスクコミュニケーションで、消費者あるいは事業者の方等について、評価結果など、リスクコミュニケーションを図ることが中心的な役割になるかと思っています。

(パワーポイント4)

このところをもう少し詳しく見てみますと、リスク分析という言葉が最近使われますけれども、これはリスク評価とリスク管理とリスクコミュニケーションという3つの要素

から成立しているわけですが、食品安全委員会としては、特に科学的ベース、これを基礎にして、食品を摂取することによるヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に、できる限り定量的に評価するということを使命としているわけです。

定量的にリスク評価をするという意味は、本報告書の中にも随所に書かれていますけれども、2つの意味があると思います。1つは、定量的評価の特性として、ゼロリスクがないということです。もう1つは、リスクとして評価するというのは、どうしても評価の中に不確実性というものがあるという前提で物を考えざるを得ない。この2点が定量的なりリスク評価の基本になろうかと思えます。

(パワーポイント5)

それでは、第1回から、プリオン専門調査会の会合について、その概要を説明したいと思います。

プリオン専門調査会は、現在まで、すべて公開で12回行われてきました。その経緯ですけれども、最初の第1回るときに専門調査会の責務について議論をいたしました。

その中で、方針として大きく2つのことを決めたわけですけれども、1つは、ここに書いてあるように、日本のBSE問題全般について議論する、科学的評価をすることが責務の1つであるということで、これはいわば総論的であって、かつ持続的、継続的に審議をするという項目になります。もう1つは、最初のスライドにありましたように、それぞれのリスク管理の省庁から、各論的にリスクの評価を要請されたものについて答えを返すという、総論と各論の2本立てでやってきていることになります。

最初に来たのが、厚生労働省の方から、「伝達性海綿状脳症に関する牛せき柱を含む食品等」のリスクを評価してくれということで、ここに結論が書いてありますけれども、背根神経節のリスク、これは脊髄と同程度のリスクを持つと考えられる。したがって、背根神経節を含むせき柱については、脊髄と同様、特定危険部位に相当するリスクマネジメントをとる、そういう対応が適切ではないかという結論を出したわけです。

(パワーポイント6)

第2回は、農林水産省の方から、アルカリ処理をした液状の肉骨粉等の肥料の利用について評価を依頼されました。これに関しては、肉かす、あるいはゼラチンの処理で、感染化が 10^{-4} 低下するというデータと、アルカリ処理で、スパイキングといひまして、実際にまぜて、どの程度感染化がなくなるかというデータで、 10^{-6} 以上ということで、両方のプロセスを踏めば、たとえ最初に感染化があったとしても、 10^{-10} 以下ということで、これを

液状肥料として利用することについては、食品健康影響については無視できる程度のリスクであるという結論に至ったわけです。

(パワーポイント7)

第3回は、やはり農林水産省の方から、「BSE発生国からの牛受精卵の輸入」についてのリスク評価を求められました。これについても、健康牛由来で、国際受精卵移植学会の勧告に従って、採取あるいは取り扱われた牛受精卵については、BSEのヒトの食品健康影響については無視できるという結論を得ました。

同時にもう1つ、「豚由来たん白質等の飼料への利用について」、これも農林水産省の方から依頼があったわけですが、これについては、第3回的时候は、とりあえず情報の収集をして再度審議するということになりました。

(パワーポイント8)

その後、第4回、5回と書いてありますけれども、この間に、ご承知のように、アメリカでBSE牛の陽性牛が摘発されて、米国からの牛肉の輸入が停止するということになったわけです。

それで、第4回では、1つは、先ほどの日本のリスクについて審議していくという総論を最初に立てたわけですが、日本を評価するに当たっても、BSE全般について、もっと広い範囲で審議を進めていこう、それが科学的評価に必要であるということをご確認をし、同時に、米国の状況について情報を収集するというごことで、事務局の方から、そのときの現状の報告をしていただきました。

それから、BSE全般の議論を深めるという方針を最初に加えたわけですが、それを受けて、第5回のプリオン専門調査会は、同じ月ですが、このとき米国調査に国際パネラーが呼ばれて、その国際調査団の団長を務められたキム博士が来られましたので、キム博士を招いて、米国のBSE対策とその評価、及びキム先生の母国でありますスイスを初めとして、スイスがどのような対策をとってきたか、どういう方針で進んできたか、あるいはEUについてもレビューをしていただきました。

(パワーポイント9)

その後、3月に、6回目と7回目の専門調査会を開いております。

1つは、6回目に関しては、特にヒトへのリスクということで、英国海綿状脳症諮問機関(SEAC)の委員長でありますピーター・スミス博士を招いて、英国におけるBSE、それからヒトにきた結果と考えられる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)

の発生状況、疫学その他の解析結果について、詳しい説明を受け、また、審議をしたところでは、

第7回は、また総論と各論に分かれますけれども、前から問題のあった、農林水産省に要請された「豚由来たんぱく質等の飼料利用について」の調査審議ですけれども、これがかなり長引いたのは、1つは、審議の途中で米国のケースを議論の対象にしなけければならなかったという部分と、これまでヨーロッパでも、ブタ由来のたんぱく質等をブタの飼料に使うことについての前例がないということで、諸外国の情報その他、日本が最初に決めることになるということで、いろいろな資料をさらに追加をして議論する必要があって、かなり何回にもわたってやってきたわけです。

もう1つは、第4回の会合で、事務局の方に、幾つか不明点、現状の説明についてわからないというところがありまして、それについて情報収集をしてくれということをお願いだったので、その時点で収集された情報についての説明を受けて、審議を進めるということをやってきました。

(パワーポイント10)

第8回、第9回は、4月、5月と書いてありますけれども、一応農林水産省からの要請のあった「豚由来タンパク質等の飼料利用について」の審議の概要を大体ここで終えまして、パブリックコメントその他をまとめるというステップに入りました。

それから、ここでもう一回、総論の方で、最初から問題になった日本のBSE問題全般について議論を深めるという点で、2001年、BSE初発例からの経緯及び対応について、厚生労働省及び農林水産省から説明を受けるということで、この段階で自分たちが、ヨーロッパ、日本を含めて、何を知っていて、何が不明でということ、1つずつはっきりさせていこうというステップを始めたわけです。

それから、第9回のプリオン専門調査会、5月14日ですけれども、ここでは最もBSEの汚染を受けた、そしてまた経験の最も豊富な欧州委員会、特に科学運営委員会の役割、ここで出された評価報告例についても一度分析するというので、資料の提出と審議をしました。

それから、私的なものを除くと、公式に日本のBSEのリスクについて公表されるというケースがこれまでなかったわけで、そういう意味では、昨年、農林水産省が行った疫学検討チームの報告書が、公表されている唯一のものということで、我が国におけるBSEの発生規模の予測について、その疫学検討班でどのような議論がされて、どのような結論

になったかということを検討したわけです。

(パワーポイント 11)

第 10 回のプリオン調査会、平成 16 年 6 月ですけれども、ピーター・スミス先生がこの前来て話していかれたわけですが、そこで使われた解析法、変異型 CJD 発生予測、逆解析法という方法をピーター・スミス先生たちは使ったわけですが、この方法を例にとって、我が国における変異型 CJD のリスクについてどの程度と考えられるかという議論をしました。

また同時に、すべて定量的に評価できればいいわけですが、いろいろな項目についてのリスクをすべて定量的にいくという部分ではなかなか難しい。かなり確率論的な幅を入れたとしても難しいということもあって、定性的及び定量的評価の組み合わせということが必要になるかもしれないというようなことを確認したわけです。

それから、この専門調査会が、BSE のリスクについて、ウシからウシへの回転、ウシからヒトへの伝播、ヒトからヒトへの感染の拡大という、BSE については 3 つのフェーズ、相のリスクがあるわけですが、我々、食品安全委員会のプリオン専門調査会としては、当然ほかのフェーズ、相を無視するわけではないですが、ウシからヒトへのリスクの部分を優先的課題として審議することを確認しました。

それから、厚生労働省及び農林水産省から、これまでとってきた施策について、もう一度詳しい説明を求めたという経緯でございます。

(パワーポイント 12)

第 11 回、6 月 18 日ですけれども、これは各論の方のブタ由来たんぱくですけれども、一応大体の審議が済んだところで新しい論文が出まして、トランスジェニックマウス、ブタのプリオンを入れたケースで、実験感染したデータというものができて、それも再評価しようということで、もう一度、再審議をした。その結果として、「現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない」。それから、交差汚染のリスクは否定できないわけですが、管理措置が遵守されれば、十分軽減されるものと考えているという結論に達しました。

日本のリスク評価の方については、一応法令的な対応、行政対応については、前回説明を受けたので、実際に現場でどのような措置がとられているかということの把握が必要であるということで、と畜場及び食肉検査場の職員の方を招いて、BSE 検査及び特定危険部位の除去等についての質疑応答及び議論を行いました。

また、前回、厚生労働省、農林水産省から、法的な対応について、行政対応を説明していただいたわけですが、その詳しい部分の、委員が疑問に思った点についての質疑応答を行ったわけです。

(パワーポイント13)

これが最後の一番近々の会合になりますけれども、7月16日、それまでの経緯を踏まえて、一応総論的な意味でたたき台をつくって、それについて議論するというので、後で金子専門委員に紹介していただきますけれども、我が国のBSE問題全体について集めた情報、それをもとにした専門調査会としてのたたき台というものをつくって、日本の国内のBSE対策によるvCJD、変異型CJDのリスクというものをどの程度と考えるか。また、行われてきたリスクマネジメントの有効性、限界、その他のものについても、科学的に、不明なところは不明とし、わかるところはわかるという格好で、全体のたたき台をつくったわけです。

当然これはまだ完結したものではありませんし、きょうのリスクコミュニケーションの会もあるわけで、今日得られた結論、あるいはご指摘もいただいた上で、今後も引き続き追加すべき有効なデータ及び情報を収集して、修正意見等を踏まえて、検討を続けていきたいと思っております。

以上、少し細かくなりましたけれども、12回にわたって行ってきたプリオン専門調査会の会合について、特にたたき台がどういう経緯でつくられてきたかということについて説明させていただきました。

以上です。

司会 吉川座長、どうもありがとうございました。プリオン専門調査会の調査審議の経緯につきまして、吉川座長からお話をいただきました。

ご質問等いろいろあろうかと存じますけれども、それは意見陳述が終わった後の総合討論のときに、まとめて行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、引き続きまして、座長代理の金子清俊先生から、たたき台につきましてのご説明をいただきたいと思っております。

では、先生、よろしくお願いいたします。

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について （今までの議論を踏まえたたたき台）について」

プリオン専門調査会座長代理

金子 清俊

それでは引き続きまして、第12回プリオン専門調査会で提出されましたたたき台につきまして、簡単にご説明させていただきます。

（パワーポイント1）

普通、私たちは科学に携わる者ですけれども、大体学会とか、こういった会合で話すことというのは、これは誰が見ても間違いない、自分たちが自信を持って実験データに基づいたことをお話しする機会が多いわけです。しかし、今回お話しすることにつきましては、先ほど座長の方からお話がありましたけれども、何がわかっていて、何がわかっていないのか、わからないということも含めてお話ししなくてははいけません。それも確実に自分たちが自信をもって「これはわかる」といえるものが特に少ない分野については、なかなか話しにくいという点があります。

しかし、恐らく日本で私たちに期待されていることは、BSEについて一体どういうことなのか、私たち調査会そのものが、わからない、結論が出ないということを書いては何にもならないわけで、そういった意味でこのたたき台が出てきたわけです。

（パワーポイント2）

その位置づけです。今申し上げたとおりですけれども、調査審議の過程として、今までのデータ・知見を体系的にまとめてみよう、言葉もなるべくわかりやすい言葉で話させていきたいと思えます。

それから、キーワードとして、大事な言葉として、先ほどからありましたけれども、ヒトの病気ですね。変異型vCJD、クロイツフェルト・ヤコブ病ですけれども、これにかかるリスクを減らす効果を検証したい。そういった観点を踏まえて、先ほどウシからヒトという言葉がありました。ウシのBSE対策を検証していくということが基本にあるわけです。

それから、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、あくまでも今後の議論の出発点です。もうこれで完成したものではないわけで、今日のリスクコミュニケーションの会を含めまして、専門調査会でさらに検討が必要なたたき台ということになるわけです。項目としてはこういうものがあります。

(パワーポイント3)

繰り返しになります。先ほど吉川先生がいわれたとおりのことです。

(パワーポイント4)

これも繰り返しになります。

(パワーポイント5)

私、最初に申し上げましたけれども、わかっていることとわかっていないことを明確にする。実はわかかっていないことを明確にするというのは非常に難しいわけです。

それから、2つのキーワード、大事な言葉と申しましたが、BSE、vCJD、特にBSEからvCJD、ウシからヒトへの感染について優先的にお話をします。その中にはこういった項目があります。恐らくきょう会場に来られている皆様方は、このたたき台はもう公表されておりましたので、内容についてある程度ご存じの方が多いと思います。かいつまんで大事な点をお話しさせていただきたい。時間の関係もありますので、そういうふうにしたいと思います。

(パワーポイント6)

BSEの発生頭数については、これは比較的、非常によくわかっている分野に入ることです。当初は英国でしたけれども、今は全世界20カ国です。調べている国、調べていない国に潜在的にどのくらいいるかというのは別として、20カ国で約19万頭発生しています。そのうち、日本では11頭ということになるわけで、これは皆様方、おそらくよくご存じのことと思います。9頭がいわゆる全頭検査などで、それから死亡牛検査で1頭が確認されているわけです。

(パワーポイント7)

これも比較的わかっていることです。平均5年の潜伏期間と申します。これは感染してから症状が出るまでです。BSEの定義というのも、症状が出る、出ないの問題があるのですけれども、大体5年ぐらい。4年から6年ぐらい。4年たたないと出ないわけではないわけで、二十数カ月齢で発症する、症状を出すウシもいることは事実です。

ただし、それはウシの個体差、あるいはプリオンへの暴露量によって、発症するまでの

期間が大分変わってきてしまうだろうということがわかっているわけで、それがこの幅になります。極論しますと、量が減っていけば減っていくほど、潜伏期間が延びていくわけです。ですから、ある量まで来ると、ウシの寿命になっても発症しない量というのがあるだろうといわれています。その量がどのぐらいになるかは、はっきりとはわからないということになるわけです。

日本での検査例としては、逆の方向になるわけですがけれども、こういった若いウシでも B S E 感染牛が確認されている。ただし、これらすべてのウシを見ましても、典型的な症状が出たウシはいなかったわけです。実はこのデータは英国のデータですがけれども、英国のデータは、典型的な B S E の症状が出たウシに関するデータですから、そういった意味では、日本では典型的な例はない。母集団、感染したウシの数というのは、18万頭以上が英国です。欧州全体では19万頭近くいるわけですから、感染の規模がかなり違う。そういうことはあるわけです。

しかし、感染の規模が違うとはいえ、同じ病気ですから、日本の B S E の対策あるいは v C J D の罹患リスクを考えた場合には、先ほどの話にもありましたように、欧州の知見というのは非常に大事になるわけです。ですから、そういったことを含めて、私たちは検証しているわけです。

(パワーポイント8)

プリオンというのは、感染のもとになる異常感染型のたんぱく質ですがけれども、では、生きたウシの中で、このプリオンというのがどういったふうに存在し、分布していて、感染性というのはどうなるかという点についても、「不明」と書いてありますけれども、何もしていないわけではなくて、世界中の人が、日本の品川先生の研究所を含めて、いろいろな人たちが膨大な努力をしているわけです。

ただし、よくお考えいただくと、簡単におわかりいただけると思うのですが、ウシの感染性と全く同じものを実験に使うというのは非常に難しいわけです。そのためにネズミを使った実験をしたりしますけれども、ウシ型のネズミは、生きたウシと全く同じ感受性を示すわけではないわけです。

同じことは変異型 C J D のヒトにもいえるわけです。同じように、ネズミを使った実験を試みますけれども、生きたヒトと全く同じ感受性を示すモデルネズミをつくることは非常に難しい。つまり、極論すると、これから出てくるいろいろな不明な点というのは、生きたウシと生きたヒトを使った実験をしなければ、そんな非現実的なことをしなければわ

からないようなこともあるわけです。

ですから、逆の意味では、限られたネズミの実験系であったにせよ、その知識に基づいて、ある程度の結論をつけていかななくてはいけない。折り合いをつけていかななくてはいけない。不明な点は不明として残したまま、ある程度の結論をつけていかななくてはいけないという点が、難しい点なわけです。

今までの知見に基づいたデータを続けてお示ししますけれども、経口というのは口から食べさせて感染させた場合に、まずこういったリンパ組織とありますが、リンパに関係する組織に感染力が出てくるわけです。しかる後に、三十数カ月たってから、中枢神経。神経系ですね。一部末梢神経も含まれますけれども、脳、脊髄、これらは全部いわゆる特定部位にふくまれますけれども、神経系にかなり遅れて出てくるわけです。この間どうなって、どこで、何が起きているのかというのはよくわからない。そういった点もあるわけです。今検査に用いられているのは、脳の延髄、かんぬき部ですから、かなり遅れた段階でないと、これが検出できないわけです。しかし、中には、先ほどの21カ月齢、23カ月齢といったような範囲の、かなり早い段階でも検出できることが知られています。

BSE実験にはウシそのものを使う。ウシの場合は、まだそれができますけれども、やった場合でも、頭数が非常に少なくなる。これはもうしょうがないわけです。それから、検査方法そのものにもある程度限界があって、検出性の感度に限界があって、検出がされなかったとしても、感染の存在の可能性が否定できないという不確実性があるわけです。

ただし、ここでお忘れいただきたい点は、定量的なといいますけれども、量的な問題です。つまり、検出限界があるといっても、かなりの感度で検出ができるわけです。つまり、感染力のほとんどですね。パーセントで正確には言えないかもしれませんが、ここにお示したようなもので、感染力の99%以上はここに検出できているわけです。残りの非常に微量なものを、他の組織にあるかもしれないという、量的なあんばいといいますか、量的な問題というのを忘れてはいけない、忘れていただきたいという点は強調したいと思います。

(パワーポイント9)

それからもう1つ、これは「発症メカニズム」と書いてありますけれども、プリオン病、BSE、vCJD、すべてそうですが、他の病気と違う非常に大きな特徴として、時間を要する。潜伏期間が非常に長いということです。数年、あるいはヒトの場合は、場合によっては数十年ということも疑われています。ほかの感染症のように、暴露されてから数日

とか、数週間で発症するわけではない。この点がまた非常に大変な問題ですし、それから、先ほど 32 カ月から 40 カ月齢と申しましたけれども、脳にプリオンがたまってくまで、こういう検査で検出することはできないわけです。ですから、潜伏期間であっても、検出限界以下のウシというのは検出できないわけです。

ただし、それは先ほどの量のところでお話ししましたけれども、ある程度高感度の検査でも検出できないということは、非常に微量の感染性の問題を論議しているのであって、いわゆる症状が出たような、しかも、SRM、脳や脊髄にあるような感染性とはオーダーがかなり違うということであります。

一例を申し上げますと、最近、筋肉にプリオンの感染力が検出できたという論文が複数出ています。それについて、ある特殊な検査法、高感度の検査法を使って調べると、例えば筋肉に出てくる。それは脳に非常に大量のプリオンが蓄積したような状態で、その 5000 分の 1 とか、1 万分の 1 の微量のものが、ときに検出されるような、そういうオーダーである。ですから、そこでも定量的な問題をぜひ考えていただきたいと思います。

ただしウシの筋肉からは検出されません。ここに書いてありますように、全く感染性が存在しないかについては明らかではありませんが、少なくとも脳や脊髄といったような非常に高度の感染性は存在しないといっているわけです。ですから、こういう書き方を皆さん見ますと、何だ、わからない、不安だと思われるかもしれませんが、今の検査法が全く無力ではないわけで、非常に有力な方法です。現実的には、ほとんどの感染力を検出できるぐらいの感度が十分あるわけです。そういった検出法ではほとんど検出されない。ですから、今の感染力の分布について、これから検査感度がどんどん上がって、180 度ひっくり返ってしまうということはまずないわけです。それは最少量、閾値という問題に係ってくるわけです。

検査感度を上げていくと、最少量がどんどん低くなるのではないかとすることは皆さん懸念されると思いますが、BSE プリオンの感染について、科学的な事実からしますと、量が多ければ、早く多くの個体が発症する。量が少なければ、潜伏期間が長く、ずっとゆっくりとおくれて、しかも発症率がぐんと下がっていく。そういった科学的事実がある。これも量の問題になるわけです。そういったことは事実です。ただ、言葉にしますと、科学的に正確性を求めますと、現時点では明らかになっていないという科学者の言葉になってしまうわけです。

(パワーポイント 10)

vCJDの患者さんの発生数は、こういう数になっているわけです。大変お気の毒なことですが、157名。日本では、今のところ報告者はありません。先ほどのヒトヒトの感染のことが優先課題ではないと申し上げましたけれども、私たちプリオン調査会では、非常に重大な関心、それから興味というか、熱意を持って見ていることでありまして、例えば輸血等の問題についても十分検討しているところであります。

(パワーポイント11)

これは同じことです。私が先ほどお話ししたとおりのことであります。科学的な言葉で書きますと、こうなります。しかし、そうはいつでも、今の十分に有効な検査法を使って量的な関係は明らかであります。ですから、今の知見が大きく狂うことはないということでもあります。

(パワーポイント12)

それから、1つ、これはウシとヒトのお話が、私たちの中心、優先課題ということで、ここの感染力、感染しやすさを考える場合に、1つ大きな要因としては、種間のバリア、隔壁がある。スピーシーズ・バリアといいますけれども、これがあるということが知られています。

これも科学の言葉でいいますと、程度についてはよくわかっていない。バリアなしから、1万倍まで、定量的にあらわすことはできない。これは確かにそのとおりですけれども、そうすると、バリアがないんですか。ウシとヒトとの間でバリアが全くなないとすると、という話になりかねません。ただし、バリアなしというのは、よくわかっていないからバリアなしとした方がいいのではないかという意味であって、実際に生物科学的といいますけれども、実験的なデータ、それから今までの知見からすると、プリオンの配列、プリオンたんぱく質、正常型の配列が、ウシとヒトで異なることは事実ですから、これがバリアなしとするのは、やはり科学的には、逆に無理があります。最も新しい評価では、これにおくれた評価では、最低でも10倍からという話もありますので、これについてもフィックスされたものではありません。バリアなしということではなくて、むしろここに力点を置くというか、科学的にはある程度バリアがあるというのが一般的な定説だと思います。対策を考えた場合にわからない点があるということで、一応最悪のシナリオを考えてバリアなしとしておこう。そういう科学的なニュアンスとはちょっと違ったニュアンスがここには入っているとお考えいただいた方がいいと思います。

(パワーポイント13)

「v C J D感染の遺伝的要因」の話があります。これもイギリスの知見に基づいたものです。日本では患者さんが出ておられないので、イギリスあるいはフランス、そういった国々での、ウシの要因から、今度ヒトの要因の話になるわけですが、ヒト側の要因について、何か特徴はあるかどうかを調べてみると、異常型プリオンたんぱく質が入ってきて、私たちの体にある正常型のプリオンたんぱく質を異常型に変換していく。善玉を悪玉に変えてしまうわけですが、善玉の中には129番目のアミノ酸が2つ、メチオニンだったり、バリンだったりするというのが知られているんですね。実はこの患者さんは、全員が、この場所が両方ともメチオニン、そういう方ばかりです。

イギリスでは、M/M型といますけれども、メチオニン/メチオニン型というのは37%~38%ぐらいですが、日本では約90%。つまり、日本人の方がかかりやすいのではないかと懸念といますか、話が出てくるわけです。

しかし、先ほど輸血の話をしました。最新のデータによりますと、輸血でうつった方については、実はメチオニン/バリンタイプであった。それから、BSEからヒトへの感染ではありませんけれども、かつてCJDの病原体が混入した下垂体ホルモンの注射を受けて発症した方々という患者さんがいらっしゃるのですが、そういった方々を見ても、最初はM/M型の方が発症していた。しかし、M/V型、V/V型(バリン/バリンタイプ)の方々が、数年おくれてかなり発症してこられるケースもあるわけです。ですから、必ずしもM/M型だけがこの病気にかかるというわけではないわけです。

(パワーポイント14)

ウシの要因、ヒトの要因、そういう科学的にわかるところ、わからないところを理解した上で、定量的な評価を、考え方をさせていただきたいという話をしましたが、そういう知見に基づいて、しかし、さはさりながら、わからないことはわからない。不確実性といいますが、不確実性を認識した上で、ある程度定量的なお話をしていかななくてはならないというのが私たちの基本的な姿勢です。

それに基づいて、ではそのリスク評価、これは我が国において、v C J Dの患者さんがどのぐらい発生してしまう可能性があるかを見ていく。そのリスクも低減する効果を検討していくということになるわけです。

これについては生物学的な実験データに基づいた、例えば種の壁の強さ、あるいは最少の発症量、そういったものに基づいた生物学的な値が出れば一番いいのです。しかし、現時点では、それは余りに不確実な点が多過ぎて、値を出すことができません。不可能で

す。

ですから、それにかわって、これから次のスライドでお話するような、頻度に基づいた評価ができないかということを試みたわけです。

それと同時に、最も大事な検討項目の1つですけれども、BSEの対策ですね。リスク管理ですね。その管理を変更するといいますが、各要素、例えばBSE検査、SRM除去、そういった各要素、対策が、リスク低減効果にどのくらい寄与しているか、貢献しているかという点、あるいは、それを例えば変更した場合にどうなるだろう、これも検討していくということであります。

(パワーポイント15)

先立ちまして、また英国のお話が出てくるわけです。英国の評価事例、先ほどの吉川座長のお話にもありましたが、SEACのピーター・スミス委員長のお話がここにあるわけです。これはお手元の資料でまた後でよく見ていただきたいと思いますが、先ほどからお話ししてきたことも一部ありますけれども、統計学的に幾つかの仮定が必要になるわけですが、こういった仮定に基づいた推定をしているわけです。

そうすると、大体このぐらいの数だろう。それから先ほどの前のスライドでお話ししましたけれども、OTMルール(over 30monthsルール)、つまり、30カ月齢以上のウシを食べないという英国の今のBSE対策をやめた場合に、どのぐらいリスクが増えるか。これは実は30カ月齢以上でなくて、もう少し月齢を区切って数字を出しておられるんですけれども、ここでは簡単にこれだけお出ししますけれども、最大5000人ぐらいというような数字を出しておられます。

(パワーポイント16)

これと同じようなことを我が国でもできないかというのが、今回のリスク評価のもとにあるわけです。では仮定が要る。先ほどの英国での値のところにお出ししたように、4つ、5つの仮定がありましたけれども、こういった仮定、前提に基づいて、ある程度試みようということをやったわけです。

1つ目は、ここにお書きしたとおりです。ある一定の過程をたどる。発症まで時間がかかります、つまり潜伏期間のお話になるわけです。

(パワーポイント17)

それから、「過去の暴露によるリスクの推定」とありますけれども、感染のもとになるブリオンが、食物として一体どのぐらい私たちの口に入ったかということになるわけです。

それから、過去の対策、そういった対策が全くなかった時代に入ったウシ、BSEの感染牛に由来する感染源、それから今後発生する数の予測、あるいはここが、先ほど私がいったことですが、英国のリスク推定からの比例計算ですね。単純な比例計算です。ですから、これは全く根拠がないではないかというご批判もあると思うんですが、逆にいうと、先ほど申し上げたような生物学的なリスク推定が不可能だということを示しているのご理解いただきたいと思います。

それから、この点。これはメチオニン/メチオニンの話です。

(パワーポイント18)

最初の食物連鎖に入り込んだBSE感染牛の数、それからBSEの将来発生するかもしれない数というものを、一応推定、試算を試みているわけでありまして。これは吉川先生が中心になってやられた数です。その後、公表後に発生したBSEの数、予測を、加えた予測では、こういった数が、30頭から60頭ぐらいではないか。数十頭のオーダー。これは、いいますれば英国ではない、欧州大陸の方の、汚染の比較的少ない国と同じ程度の規模だろう。世界的に見ると、そういうことになるわけです。

しかも、我が国は全部のウシを、いわゆる全頭検査をしてこの数ですから、例えばこれだけ検査をしていない国と同列に評価するべきではないかもしれません。つまり、感染規模は、欧州の各国と比べてもっと低い方に位置づけてもいいかもしれない。比較的汚染国のグループに入ると位置づけてもいいかもしれません。

(パワーポイント19)

その試算ですが、先ほどの試算というのは、ある程度単純比例計算ですが、この次のスライドでお示ししますように、今までの日本のBSE検査によって、極めて重要な情報が得られているわけです。それは毎年生まれたウシに均一にBSEが出ているわけではない。感染牛が発生しているわけではないという結果です。

(パワーポイント20)

これは日本における月齢別・品種別のと畜頭数ですが、ここにお示ししましたけれども、1995年から1996年に生まれたウシと、2001年から2002年に出生したウシに集中している。この2つのグループがある。

また、ここで見ますと、ダーツとほとんど数に出てないのですが、この中では、これは46までしか出ていませんけれども、非常に高齢のところから摘発されているわけです。それから2001年、2002年というのはホルスタイン種の雄です。このピンクのここで

すね。この中から、と畜月齢を見ていただくと大体おわかりいただけるように、この若い20、21、22、この辺でと畜されていて、こういったところから出ているという不均一性があるのではないかとということから、これに基づいて、別の試算、どのくらいBSE感染牛が出てくるかという試算をしているわけです。

それを今後発生するBSEの数についても当てはめていって、全部均一ではなくて、あるグループに発生率がこのくらいあるだろうというリスクを計算して、それからBSE感染牛の数を推定しているわけです。

その感染牛の数は大体このくらいだろう、日本の汚染の規模というのはこのくらいだろうということ、ある程度確実性を持っていえるデータというのはそれしかないわけです。

(パワーポイント21)

今、例えば種の壁の強さがどのくらいあって、あるいはほかの生物学的な要因にも加味して検討を加えていくのはかなり難しいわけです。代わりに非常に単純に、推計して比例計算をするとどんなふうになるか。人口、それからM/M型である割合を考えて補正していく。つまりM/M型の方がかかりやすい、日本人の方がその率が多いから、そういったことである程度の数を出しているわけです。

小数点以下3けたの数が一時出されていきました。数字のマジックといいますが、数字というのはそれを見せると、いろんな付随する問題も出てくる。ですから、かなり慎重に考えた方がいいという意見もあります。しかし、定量的なリスク評価を行うのが私たちの責務だから、それについてはある程度出すべきではないかと、いろんな意見があるわけです。

少なくとも、元になる数字というのはこういった背景で、こういった考え方で出されていることをご理解いただきたいと思います。

(パワーポイント22)

その数字が、管理措置によってどのくらい減っているか、これがかなり重要な側面になるわけです。

先ほどのピーター・スミス博士の試算も、オーバー・サーティー・マンズ・ルールの撤廃等でどのくらい減るかということが1つの重要な項目だったわけです。我が国も2つの大きな対策があって、1つはBSE検査、それからSRMの除去、これは皆さん全員ご存じのことだと思いますが、これがどのくらいリスク軽減に関与しているかを評価していくことになるわけです。

(パワーポイント 23)

BSEの検査については、スクリーニングとサーベイランスという言葉がありますけれども、考え方が2つあって、例えば欧州のスイスなどでは、BSE検査はどのくらい汚染の規模が広がっているかを見る、食物連鎖から排除するためではないという考え方が1つあります(サーベイランス)。もう1つは、そうではなくて、BSEの感染牛を食物連鎖から排除する(スクリーニング)。これは理想的には全くそのとおりなわけです。それに加えて汚染の程度を把握するという2つの意義があるということになるわけです。どちらの立場に立つかということではなくて、そういった2つの意味合いがあるということです。

(パワーポイント 24)

ただし、その検査についてはある程度わからない点があるわけです。つまり、延髄の門部という一部分に、検出限界以上の感染性を持ったプリオンがたまってこないという陽性と判定できないわけです。ですから、潜伏期間にあるうちは陰性と判定されてしまう。

しかし、先程申し上げましたように、現在の検査法の感度は、限界はあるといってもかなり高感度です。

時間が大分ないようですので、少し急ぎます。大事な問題ですので、丁寧に話そうと思ったんですが、あとの都合もありますので、少し急ぎますので、その辺ご了解いただきたいと思います。

ではこれは心配ですねということではなくて、ほとんどの感染性については現在の検査法でもカバーできているという、量的な問題を考えていただきたいと思います。これを見ると、不明である、不明であるですから、ちょっと心配になるかもしれませんが、そういったトーンは考えていただきたいと思います。

(パワーポイント 25)

それから、展望としては、より感度のよい迅速なもの、つまり生きたウシでも血液を調べたりするだけで診断のつくようなものがあれば、これはと畜場に行くこともなく、交差汚染の問題もすべてクリアできるわけです。

(パワーポイント 26)

もう1つは、SRMの除去。これはまさにバックボーンの1つ、非常に大きなかなめです。

(パワーポイント 27、28)

それからもう1つ重大な問題は、SRM除去が完全に行われているのは現実的ではない

と考えるべき点、そのとおりです。ですから、BSE検査で脳に多量のプリオンがたまっている個体を食物連鎖から排除する、その考え方の背景には、この点も意識した考え方があるということがいえるわけです。背割り、ピッシング、スタンガン、脳に高度のプリオンがたまっただけのものについては、やはりこういった懸念がある。

そういった高度に汚染したウシについては食物連鎖から排除していくという考え方があるわけです。この2つの組み合わせがあれば、より安全であろうという推測ができるわけです。

(パワーポイント 29)

逆にいえば、これは非常に議論のあるところだと思いますけれども、今の検出限界以下のウシを排除しても、現時点においてはリスクを高めることにはならないということもいえるわけです。

(パワーポイント 30)

それから、これでわからない点もありますけれども、これもさっき申し上げたとおりです。少なくとも(1)に関して、これが今かなり議論になるところではないかと思えますけれども、先ほどお話ししたような例からすれば、(1)という考えが出てくることになるわけです。

これについては、また繰り返すので、もう時間もありませんので省略いたしますけれども、今お話ししたような点がここに書いてあります。

(パワーポイント 31)

交差汚染防止の点は、これはBSE検査で排除する、しないにかかわらず、やはり万が一のことを考えて非常に重要であるし、飼料規制等についてもこれはもっともなことであります。

ということで、ちょっと時間が足りませんで、最後の方は急ぎ足になりましたが、これでご紹介にかえさせていただきます。

司会 金子先生、どうもありがとうございました。

途中でちょっとせかした形になりまして、大変失礼いたしました。

大事なところが急いだ形になってしまいましたけれども、もし何かありましたら、後ほどの総合討論の時に発言いただければと思います。

それでは、準備の都合がございますので、ここで5分間ほど休憩をとらせていただきます。2時45分きっかりに始めたいと思いますので、それまでには席にお戻りになりますよ

うよろしくお願ひいたします。

それでは、休憩に入ります。

休 憩

(4) 意見陳述及び質疑応答

司会 それでは、意見交換を始めたいと思います。

まず、本日の意見交換会にご出席の皆様をご紹介申し上げます。先ほどの資料中の出席者名簿と配席表をごらんいただきたいと思います。

最初に、プリオン専門調査会の専門委員の方々から、一番最初にご講演いただきました吉川泰弘座長、続いてたたき台についてお話しいただきました金子清俊座長代理、品川森一専門委員、山本茂貴専門委員。

続いて、リスクコミュニケーション専門調査会より、犬伏由利子座長代理、平社 進専門委員。

続きまして、食品安全委員会から、先ほどごあいさつ申しました寺田雅昭委員長でございます。きょうは会場の都合でステージの下で参加していただいておりますが、寺尾允男委員長代理、小泉直子委員、見上 彪委員、坂本元子委員、中村靖彦委員、本間清一委員。

そして、本日ご意見を発表していただく方9名をご紹介いたしたいと思います。今回の意見陳述に対しましては、募集期間中に27名の方から応募をいただきました。特定の意見や類似の意見が集中してしまうことを避けるために、それから幅広い議論を行いたいと思ひまして、事務局におきましてあらかじめご意見の内容あるいは傾向ごとに幾つかに分けさせていただきます。その中で必要に応じて抽選を行ひまして、ここにご出席いただひている9名の方をお選ひしたわけでございます。

それでは、50音順にご紹介いたします。まず、岡田浩一様、エックス都市研究所第二研究本部にお勤めでございます。日本エコ・ツーリズム協会理事の笹山登生様です。主婦の、高橋まみ様。同じく主婦の高谷順子様。株式会社吉野家ディー・アンド・シー商品統括室長の多賀谷保治様。主婦の戸谷真理子様。日本生活協同組合連合会安全政策推進室の原 英二様。肉牛生産をされている牧島一博様。食の安全・監視市民委員会の三宅征子様。以上でございます。

また、ステージ下になりますが、関係省庁からもご出席いただひております。まず、厚

生労働省から、医薬食品局食品安全部の広瀬企画情報課課長補佐。同監視安全課の蟹江専門官。農林水産省消費・安全局から姫田消費者情報官、小川国際室長、釘田国際衛生対策室長、境薬事・飼料安全室長に出席いただいております。

また、食品安全委員会事務局から、食品健康影響評価担当の村上評価課長です。

それから、私、ごあいさつが遅れましたが、リスクコミュニケーションを担当します西郷と申します。進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

紹介が長くなりまして失礼いたしました。それでは、始めたいと思います。

議事に入ります前に、若干の注意事項を申し上げたいと思います。

本日は、BSE対策の検証についての意見交換会ということでございますので、これに対する意見交換に絞りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

意見陳述の時間は、各自7分ということでお願い申し上げます。大変短くて恐縮でございますが、6分経過したところでベルをチーンと鳴らします。この音でございます。これで、速やかにまとめていただくようお願い申し上げます。そのまま1分経過してもご発言が終了しない場合には、また再度ベルを鳴らしますので、2回鳴ったら打ちどめということで、誠に申しわけないんですけども、よろしくお願いいたします。

その後、約3分間ぐらい、ご意見に関する質疑応答あるいは意見交換をさせていただきたいと思います。これには、意見陳述の方あるいは先ほどいろいろございますが、ご参加いただければと思います。

その順番ですとやりますけれども、順番は、先ほどご紹介申し上げたとおりアイウエオ順になってございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初のご意見をちょうだいしたいと思います。

エックス都市研究所第二研究本部の岡田浩一さん、よろしくお願いいたします。

岡田 岡田と申します。

弊社は、資源循環を中心とした調査研究を行っているシンクタンクなのですが、本日は弊社としての意見ではなくて、私が個人的に持っている意見として2点ほど述べさせていただきます。

まず1点目に、全頭検査につきましては、費用対効果の観点を検討に加えていただきたいということです。例えば、産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センターの中西先生のように、全頭検査につきましては、多大な費用がかかる一方でリスク削減効果は小さいという試算もあります。

こうした指摘に対して回答を提示することが重要だと思えますし、実際に、BSEはまだ科学的に明らかになっていない部分があるもの、そういった不確実性を含めても、日本全体で見ると、例えば室内汚染物質であるホルムアルデヒドなんかに比べてヒトの健康に与えるリスクが小さいということは確かであると思えます。今回のたたき台でも本当はそういったことをおっしゃりたいものの、なかなか科学的に、治験ではっきりしていない部分があるからいえないという事があるように感じております。

BSE対策をとるためには必ず他の問題へのしわ寄せがあるわけで、例えばそういったリスクの大きい物質に対する対策が、ある意味不十分になってでもやるのかとか、もしくは国の借金をふやしてでもやるのかとか、そういった議論を進めるためにも、費用対効果をはっきりさせて、その上での判断とロジックづくりに関して今後リスクコミュニケーションを進めていくことが大事ではないかと考えております。

2点目は、リスク評価の対象に輸入牛肉を加えていただきたいということです。

平成14年度の食糧自給表では、牛肉の国内生産量が52万トンであるのに対して輸入量は76万トンとありますので、このたびのたたき台のように、和牛、国産牛のみをリスク評価の対象とするのは、私たちの生活の現状を反映していないのではないかと考えております。

また、輸入牛肉に関しては、アメリカ産の牛肉について全頭検査の再検討が行われているところで、新聞等でも大々的に報じられておりますので、例えば報じられているような30カ月齢以上の検査に変更した場合のヒトの健康に与えるリスクの増加、削減可能な費用という観点から検討を加えて公開していくことが、国民のニーズにもこたえる形になるのではないかと考えております。

以上の2点につきまして、可能性をご検討いただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

司会 ありがとうございます。

今のご意見に対しましてコメント等ございますでしょうか。最初の費用対効果の点で、座長、いかがでございましょう。

吉川座長 リスクコミュニケーションとして費用対効果というか、リスクとベネフィットの説明責任があるというのは、私はそのとおりだと思います。

ただ、今回たたき台として食品安全委員会の専門調査会として出すという点では、どう

いう施策がどういうリスク低減効果があるのか、あるいはどういうリスク管理がどういうリスクを負うかという科学的評価をする、定量的に評価するというのが我々の専門調査会の役割で、それを受けてリスク対効果を別途リスクマネージャーがするというをしないと、食品安全委員会ができる前の状態にまた戻ってしまうものですから、専門調査会では最初にその点を何回か議論したんですけれども、あえて本調査会のリスク評価の中では、コストベネフィットについては議論しないと決めてスタートしたという事情です。

司会 次に、そのフレームワークの件で、輸入牛肉の件について、事務局から。

村上評価課長 現在、プリオン専門調査会においてご議論をさせていただいておりますのは、我が国のBSEの管理施策、現在の我が国におけるリスク評価をやり直すという作業をしているわけであります。

この先、おそらく管理側から輸入牛肉の取り扱いについてお尋ねもあろうかと思えますけれども、現時点でのお話というか、プリオン専門調査会におけるご議論は、我が国の対策についての検討であるということをご理解いただきたいと思います。

司会 岡田さん、いかがでしょうか。

岡田 まず、輸入牛肉に関しては了解いたしました。

1点目の費用対効果の話に関しては、少し言葉足らずだったのですが、食品安全委員会にというよりは、今後農林水産省ですとか関係の省庁が検討していく際にこういった観点を盛り込んで、またそれを公開し、たたき台としてリスクコミュニケーションを図っていく形にさせていただきたいということで、お願いをさせていただきたいと思えます。ぜひ関係省庁への勧告の際に、付帯事項としてご提示いただければと思えます。よろしく願いいたします。

司会 ご意見として承っておきたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次のご意見に移りたいと思えます。

次は、日本エコ・ツーリズム協会理事の笹山登生様、よろしく願いいたします。

笹山 日本エコ・ツーリズム協会の笹山登生でございます。

時間もございませんので、4点に限って質問させていただきます。残りの細かい点につきましては、事務局にペーパーを渡しておりますので、それをご参照いただきたいと思います。

第1点目は、最近の英国におきます輸血によるvCJD患者の遺伝子がメチオニン/バ

リン型であったということでございます。

従来、M/M型のリスクが大きくて、M/V型についてはローリスクであるという仮説に基づきまして検証がされているわけでございますけれども、その仮説が崩れたということは、非常に重大なことであると思います。また、そのほかに、輸血によるvCJD患者が昨年12月に1件発見されたわけでございますけれども、それに続きまして、今回10日前に発見されたということは、輸血に対するリスクを考え直さなければいけない事態ではないかと思っております。

もう1つは、今回の患者は、剖検の結果vCJDが脾臓において発見されたということでございますので、いわば隠れたvCJD(Hidden vCJD)ということで、ダビッド・ヒルトン(David Hilton)博士のいわれるようなご説もございしますが、そのような隠されたvCJDの可能性も、今回明らかになりつつあるのではないかということでございます。

このことにつきまして、新聞報道でございますけれども、ロンドンのインペリアルカレッジのE.L.ファーガソン教授は、この事態の発生によってvCJD発生予測が見直しを迫られている。そして、見直しをした場合、今までの将来予測の2倍の発生予測となるのではないかというコメントまでされておるわけでございます。

今回の見直しにつきましても、その辺の前提条件や輸血の問題をさらに検討させていただきたい。先ほどの金子先生のお話では、今回はヒトからヒトへのリスクは余り考慮しないんだということでございますけれども、ヒトからヒトへのリスクというのも、潜伏期間が短いという説もございしますので、十分考慮していただきたいというのが1点でございます。

第2点は、1996年8月1日以降の肉骨粉等ウシ由来飼料全面禁止以後に出生したものにBSEが発生している。いわゆるボーン・アフター・リアル・バンということございまして、BARB、バープということございましょうか、それにつきましてのリスク評価がどうも欠けているのではないかという感じがいたします。

2004年6月現在で、BARB牛の発生がイギリスで54ケース、そして、イギリスを除くEUで298ケースございます。世界の最若令BSE牛は1992年発見の生後20ヶ月。そして、日本におきましても、ご承知のとおり、生後23カ月が1例、生後21カ月が1例、2頭が発見されており、このうちの前者の方につきましては非定型BSEという定義とのことですが、2例が発見されているわけでございます。

今回のたたき台におきまして、若齢牛のB S Eの検出限界について、その根拠として、英国の経口感染実験で、暴露後 22 カ月から 26 カ月の実験感染牛が認められないことを前提にして、現在の全頭検査について検出限界があるという結論が出されているわけでございます。しかし、現実の日本の全頭検査におきまして、現にこの 2 頭の B S E 若齢牛が発生しているということは事実でございますので、この事態を無視して検出限界云々をいうことは当を得ていないのではないかと考えるわけでございます。検出限界が、月令にあるのか、曝露量にあるのか、両者の累乗にあるのか、明確になっていないのではないのか。

また、若齢牛の B A R B 問題、これにつきましては因果関係がどうか分かりませんが、代用乳のリスクの如何が関係していると思いますので、その辺の検証をまずすべきではないかというのが 2 点でございます。

第 3 点は、先ほど岡田さんの方からお話ございましたけれども、コスト・ベネフィットを考えるとということにつきまして、このたたき台ではその試算がまるっきり抜け落ちているのではないかと思うわけでございます。

今回のたたき台のベースとなりましたのは、昨年のイギリスの O T M の、30 カ月以上のルールの見直しのスキームを 1 つの下敷きにしているように思います。しかし、この O T M の見直しというのは、はっきりいえばコストがかかり過ぎた。その辺のことから見直しを迫られていたというのが真相ではないかと思うわけでございます。

例えば、O T M の関係の年間の所要額が 3 億 6000 万ポンド、720 億円程度。そして、これまでにかかった経費は 30 億ポンド、6000 億円です。それを、今度は O T M ルールを脱却して検査に変えた場合は、年間 6000 万ポンド、120 億円で縮小されるということでございます。日本において、全頭検査を廃止するという場合、検出限界を理由にして全頭検査を廃止するには、ロジックのジャンプがあると私は思うわけでございます。むしろ、コスト・ベネフィットというものを正面に出しまして、限られた資源、限られた資金でもって、能動的サーベイランス体制確立を含めた 1 つの戦略的な検査体制をつくるにはどうしたらいいのか。そのためのコストはどうしたらいいかということを考えるべきであろうと思います。いわば、リスク管理の変更を先行させ、その前提のもとで、リスク評価をしないというスキームです。

第 4 点は、現在日本の消費者というものは、清浄国と非清浄国、そして日本国内の検査体制、この 3 つの検査体制、トリプルスタンダードによって食の安全が守られている。今回、もし全頭検査廃止をアメリカに許すのであれば、日本と非洗浄国アメリカとが同じス

タンダードとなりトリプルがダブルになるわけでございますけれども、では日本の消費者にとって清浄国の検査、たとえばオーストラリアの現在の検査体制、これは年間 900 万頭の処理をしていて、現在 464 頭の検査しかないわけでございますので、そのようなことから考えて、清浄国に対する検査体制のあり方というものを、アメリカのような、非清浄国に対する検査体制のあり方とともに、食品安全委員会としてはっきりしたスタンスをまとめる時期に来ているのではないかと思うわけでございます。

以上、時間がまいりましたので、失礼いたします。

司会 ありがとうございます。

何点かあったように、最初のヒト・ヒト、あるいは変異型遺伝子の件につきまして、金子先生、お願いいたします。

金子座長代理 第 1 点目のメチオニン/バリンのお話の中で、私のお話の中でも触れさせていただきましたけれども、確かにメチオニン/メチオニンではない方々からそういう患者さんが出てくる可能性があるということが、今懸念されているわけです。

ただ、それは私たちが試算したリスク評価の中では、日本はむしろ逆にメチオニン/バリンが少ないわけで、ほとんどがメチオニン/メチオニンということですから、その辺も検案して、加えてその評価をしている。つまり、メチオニン/メチオニンの数を、感受性が高いということで、日本では 2 倍以上に掛け算をしているわけです。そこで、メチオニン/バリンがもし出てきた場合には、逆にそのパーセンテージは日本ではかなり少ないわけですから、日本におけるリスク評価においては余り大きな影響はないだろうと思います。数%ということになるわけです。イギリスでは 60% 以上、メチオニン/バリンあるいはバリン/バリンの方ですから、かなり重大な問題になりますけれども、日本では逆にそういった人口の方は数%しかおられないので、日本に与える影響という点に限って言えば、その点は、メチオニン/メチオニンの問題よりは、量的にはかなり少ないだろう。その点も当然考慮するべきだと思います。

それから、輸血の問題は非常に重大な問題で、ただ、ヒト・ヒトについては、先ほど申しましたように、ウシ・ヒトをまず優先している。それはなぜかと申しますと、何度も触れましたけれども、議論のベースにかなり不確実性があるわけです。ウシ・ヒトの中でもかなり不確実な問題に、またヒト・ヒトの不確実性、さらにはウシ・ウシの不確実性を加えていくと、これはとても収拾できなくなってしまう。ですから、まずウシ・ヒトにフォーカスを絞って、そこで不確実性を前提とした議論のスタートラインにしよう。当然のこ

とながら、それを踏まえてヒト・ヒト、あるいはウシ・ウシも重大な問題ですけれども、それも当然考えていく立場とご理解いただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

続けて、若齢牛の問題がございましたけれども、この点につきましてどなたかいらっしゃいませんか。

では、品川先生、お願いします。

品川専門委員 検出限界の問題になるかと思うのですが、確かに一般にいわれていますのは、30カ月という線を引いて、それ以下。その根拠になっているのはイギリスの実験成績、これは金子先生が先ほど紹介された成績なんです、それ以外に、我々一般にプリオンを実験感染させて研究を行っている者は、誰しも若齢といいますが、年齢ではなくて、感染してからある一定の期間は自分のプリオンを検出する方法でつかまらないということ、これは感染実験の場合もそうですし、感染性を調べてもですし、異常型のプリオンたんぱくを検出する方法でも、ある時期まではつかまらないということを経験的に知っているわけです。

ですから、確かに科学的には今までやっていてつかまらないということはいえる。ただし、BSE、ウシに関した場合にどこで線を引いていいのかということとはわからない。さらに、この問題に関しては、感染する量によって、いつ感染したか、また取り込んだ量によって検出されるまでの時間は当然変わってくるわけです。ですから、つかまらない時期があることは間違いないんですが、検出されるようになるのはいつかを決めるのは非常に難しいということです。

司会 ありがとうございます。

次に、コストベネフィットとかOTMにつきまして、事務局からお願いします。

村上評価課長 先ほどの岡田様のご意見の際に吉川座長からもお話がございましたけれども、食品安全委員会における守備範囲と申しますか、食品安全委員会のお仕事として任されていることというのはリスク評価でございます。そういう意味で、先ほどおっしゃられた費用対効果も含めた分析が必要だということについては確かにそうかもしれませんが、食品安全委員会において行われるのは、あくまでもどれだけのリスクがあるのかということとを国民の皆様にも明らかにするための検討を委員会が行っているということでございます。そのリスク評価をもとに、この先実際に管理措置、政策を決める際のベースになる情報を提供するというふうにお考えいただければと思います。

それから、清浄国として取り扱うかというお話もございましたけれども、これもまた管理政策、管理措置のお話になろうかと思えます。今現在、食品安全委員会プリオン専門調査会でやっていることは、どれだけのリスクがあるのかということをしてできるだけ正確に把握しよう、そしてわかっていない部分、わかっている部分をはっきりして、それを皆様の前にお示ししようという作業をしていると事務局としては考えております。

司会 笹山様、いかがでしょうか。

笹山 リスク評価に関する限定した委員会というのであれば、このたたき台の11ページの結論(3)におきまして、「さらに、検出限界以下のウシを検査対象から除外するとしても」との表現が突如として出てくるわけでございます。これはまさにさっき申し上げました、リスク管理まで踏み込んだロジックのジャンプではないかと私は思うんでありますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

司会 では、吉川座長、お願いします。

吉川座長 検査ということは委員会の中でも、私自身もかなり混乱があって、いろいろな意味で検査という言葉が使われるんですけども、単純に割り切れれば、厚生労働省が健康牛だと畜場に来て食用に回るものについて、いわゆる全頭検査という名前で呼ばれているものがスクリーニングになります。これは、先ほど金子委員がいわれたように、陽性牛としてハイリスクで来るものを排除しなければならないという目的でやられております。

それから、もう1つの汚染度を知ることを主目的に行われているサーベイランスというのは、ハイリスクのウシを対象にする。死亡牛あるいは異常牛、発症牛ということで、人の口には回らないけれども、BSE牛はこちらの方に圧倒的に偏るわけで、そちらの方をサーベイランス対象として農林水産省が調べるという役割分担になっているかと思えます。

その点では、死亡牛検査を全頭やるという格好になったのが2004年と遅れたわけで、それまでの死亡牛の中に含まれた汚染度は推定するしかないので、そういう補正をしているわけです。

前半の健康牛のスクリーニングとしてのリスク牛を排除するという点を先ほど金子委員が説明しましたけれども、そのときには、現在の検出感度で検出できないグループに対してはスクリーニングをしても実際には検出できないので、同じ結果になってしまう。だから、それによってリスクが下がるという意味ではなくて、その部分は検出できないので、リスクとしては外しても外さなくても同等のリスクを負うという考えです。

司会 この辺の検査のところはこれからも話題となると思いますので、時間も押してお

りますので、先に進ませていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、高橋様、よろしくお願いいたします。

高橋 高橋と申します。私は、宇都宮に在住の働く母親です。小学校4年生、2年生、1歳半の子供がおります。

7月16日の読売新聞の記事で、内閣府食品安全委員会がBSE検査に関して検証した結果、30カ月未満の全頭検査は不要と判断され、それにより輸入再開が早まる見込みであることを知りました。大変すばらしい意見書の成果であると思います。

日本政府の検査基準は世界でもトップランクの厳しい基準を持っていると安心しておりますが、その日本政府が長い時間をかけて検証した結果、米国の検査基準でも大丈夫とお墨つきをつけたということは、私たちにとっても最大の安心材料です。

記事の中では、若いウシは検査しなくても危険性が変わらないし、現在の発症確率は0.135から0.891名で、ごくわずかなものであると解説されていました。この確率をどのように考えるかは個人差があると思いますが、私は私の友人の母親たちに聞く限りは、こんなわずかな確率であれば気にならないというのが感想です。とてもわずかな感染リスクに食の楽しみを奪われ、我慢を強いられるより、子供たちにおいしいものを食べさせて、楽しく過ごさせてあげたいというのが実感です。

うちの子供たちはお肉が大好きなのですが、もう長い間牛肉を食べるのに制限を受けています。私は、米国BSE牛が発生した当時、生協ホームページで、SRMを除去していれば牛肉を食べても健康への影響はないと国際的に認められていると書いており、アメリカ産の牛肉の供給も継続するとありましたので、全く疑うことなく食卓に並べていたのですが、当の子供たちが牛肉を怖がってしまう生活シーンがあったのです。

例えば、家族でレストランに食事に行ったときです。メニューのお肉料理のところにバツがついていました。子供たちは、お肉を食べようと思っていたから、何だろうと思い、従業員さんに「どうしてバツがついているの」と聞きました。従業員さんは、困ったような顔で、「牛さん、病気だから、よくなるまで食べられないんだよ」と答えました。それによって、子供たちの頭には、牛が病気で食べられないということが強烈にインプットされてしまったのです。

そんなことが続きますと、だんだん子供たちに「牛は病気」という印象が深まります。そして、追い打ちをかけられるようなマスコミ報道です。へたり牛の映像が繰り返し報道されるので、子供たちはすっかり怖がってしまいました。「狂牛病」という言葉を覚え、「お

母さん、牛食べると僕たちもあんなになっちゃうんだよね」というようになりました。何といってもテレビの映像はナンバーワンの悪影響がありました。

地域によっては、学校給食も一時ストップになりました。子供たちへの説明については、教育委員会から特別な指示もなかったとのことで、先生によってまちまちだったようです。中には、「牛肉は今危険な食べ物なので、安全になってから食べましょうね」といわれた先生もいるように聞きました。

鳥インフルエンザの問題も立て続けにありましたから、中には肉嫌いなお子さんが、肉は危ないといって、好き嫌いのいいわけにすることもあと友人の母親たちがいておりました。

また、私たち働く主婦は、おじいちゃん、おばあちゃんに子供を預ける機会が結構あるのですが、お年寄りには政府への信頼がさらに高く、時間があるので、テレビもよく見ます。牛肉に対する排除傾向が最も強く、おじいちゃん、おばあちゃんに預けたときには、肉料理は食卓に全く並ばない状況にあります。お肉は、育ち盛りの子供たちに欠かせない食材です。輸入禁止が長引いて、このままうちの子供もお肉嫌いになってしまったらどうしようと危惧しておりました。けれども、私たちは専門家でないので、幾ら心配しても、研究できるわけでもリスク分析ができるわけでもありません。大きな政治の流れの中で、どうなるかとかたずをのんで待つばかりです。ようやく政府のお墨つきが付き、輸入が再開されること、ひいては正常な食生活が送れることに心から喜んでいきます。子供たちに以前のようにお肉をたくさん食べさせてあげられる環境を整えてください。

私たちにとっては、政府などの公的機関が研究した成果を聞き、判断するのが一番安全で現実的です。ただ、大変失礼ながら、今回の食品安全委員会の報告書も、興味を持ってホームページを開いて読んでみたのですが、非常に難しく、ほんの数行しか理解できませんでした。新聞の記事を読んでいなければ、何が書いてあるのかさっぱりわからなかったと思います。できれば、政府が行うリスクコミュニケーションは、マスコミ報道くらい簡単にわかりやすく、また結論もはっきりさせていただきたいと存じます。

どことなくはっきりしない文面で、リスクは少ないがゼロではない。研究は進んだが注視すべき課題はあると、それこそ発言リスクを回避したような箇所が多々見られました。報告書の中で一番深く心に刻まれたのが、BSEの感染リスクはごくごくわずかにしかない。でも、発症しないわけではないという点です。牛肉に限らず、現代社会はすべて食べ物について完全な安全はあり得ないということを改めて認識しました。

けれども、問題にもならないごくわずかな発症率ならば、私たち母親が子供の未来のために何を選択してあげるかは明白です。私は、従来どおり子供たちにおいしい牛肉をたくさん食べさせてあげたいと思っています。

子育てをしていて完全な安全はありません。交通事故に遭う確率だって、どんなに気を付けていてもゼロではありません。だからといって、交通事故に遭わないように家にずっと子供を閉じこめるわけにはいきません。なぜならば、子供たちが伸び伸びと人生を謳歌してくれることを、母親として切に願うからです。

これからは、牛肉に限らず、すべての食べ物、安全なものや安全でないものを見きわめる知恵を消費者が持つこと、意識して勉強すること、そして余り過敏にリスクに反応しすべてを排除しないこと、これらが現代社会を生き抜く必須条件であるような気がいたします。もとのような安くて安全な牛肉が食生活に復活したとしても、消費者としてできるリスク回避は何なのか、そんな努力をしなくてはならないのは、これは政府に頼らず、私たち国民がこれからしっかりと学んでいかななくてはならないことだと思います。

そうした視点からも、食品安全委員会のこうした活動は、非常に有意義に思います。意識の高い国民とリスクコミュニケーションすることで、いつかは国民全体の安全意識と知識が向上すると信じています。委員会には、牛肉だけでなく、あらゆる食品の安全について学べ、語れる機会を与えていただきたいと思います。

ともすれば日本国民は、少しでも危険性があるものは根こそぎ排除しようという傾向にあります。けれども、私はそれは現実にそぐわず、かえって大きな危惧を招く結果になる可能性が高いように思います。少し過保護になりかけている私たち国民が、自分の意思で安全を考えたり、環境を整えたり、みずからの選択と判断ができるよう、なるべく多くの方と政府がコミュニケーションしていただきたいと思います。ただし、願わくば、語り合う会は専門用語を極力少なく、私たち主婦にも理解しやすいテーマでしていただきたいと思います。どうぞご考慮ください。

司会 ありがとうございます。

今のご意見を聞きまして、何かございますでしょうか。

吉川座長はいかがでしょうか。

吉川座長 私個人的には、そういう考えでリスク評価の結果を受け取り、言葉が難しいというのは反省します。もう少しわかりやすく表現する必要があると思います。個人レベルで、自分の責任でリスクを受け入れるか受け入れないかという評価を読み取る努力が必

要であるということは、私も基本的に賛成です。そういう姿勢というのは絶対に必要だろう、国がすべてのお墨つきを与えるというのは非常に困難であるという気がします。

ただ、幾つか誤解されているところがあるので正しておきたいと思うんです。30カ月未満の若いウシの全頭検査は不要であるということは、たたき台にはどこにも書いてありません。先ほどの繰り返しになりますけれども、食肉検査のスクリーニングとしての若齢牛で検出限界以下のものは、検査してもしなくてもリスクには変わりがないという表現をとっているのです、そこは誤解のないように。

それから、それによってアメリカからの輸入牛の云々というところは、このたたき台では、むしろ日本のとってきた施策についてのリスク評価を総合的に、体系的にやろうということで進めているので、将来は必要になるかもしれませんが、まだ我々の力量ではそこまで達していない気がします。

それから、はっきりしない文が多いというのは、最初に説明したように、リスクというものの自身はかなり幅のあるもので、そういうおしかりはわかるんですけども、 $1 + 1 = 2$ というほど明確に答えるのは非常に難しいというのが専門家の委員会の偽らざるところです。今回はそれをはっきり出したということで、そういう印象を受けられたのかと思います。

司会 ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

高橋様、いかがでしょうか。

高橋 ありがとうございます。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、先に進ませていただきます。

次は、高谷順子様、よろしくお願いします。

高谷 私は、BSE市民ネットワークを立ち上げまして、その代表をしております高谷です。主に消費者を中心に、いろんなメンバーで学習会などをしております。今は、署名もっております。職業は、元薬剤師です。

私は、この狂牛病のニュースがイギリスから出てきたときには、本当に仰天しました。こういうものが自然の摂理を無視してウシに肉食をさせたことから出てきた病原体が、本当に恐ろしいと思いました。しかし、その後、全頭検査をされたということで、一時、ああこれでいいのだと思っておりましたが、今回アメリカの輸入が早まるかもしれないとい

う政治的な問題が非常にクローズアップしましたので、再び私たち薬剤師のメンバーでいろいろ調べてみました。そして、日本人の93%が発症しやすい遺伝子タイプであるという厚生省の報告を見まして、やはりこれは大変なことじゃないのかと思いました。そして、この病原体が熱にも非常に強くて乾燥にも強いということで、自然界ではサイクルしていくのではないかと、環境汚染していくのではないかとということなども考えますと、とても大変だなと。

そして、ウシからではありませんけれども、薬害ヤコブ病というものがあまして、乾燥硬膜をつくる過程で、人為的なミスで病原体が残っていたために起きた薬害事件がありました。私の近くの谷さんという方の奥さんが、脳の手術の後でその硬膜をつかわれたために、7年後に発症されました。そして、痴呆状態、それから立てなくなって、目が見えなくなって、悲惨な最期を迎えられました。

このような事例を身近に見ましてヤコブ病に対しては、私たちは基本的に非常に怖いなと思っています。致死率100%、そして治療法がないことには変わりはないわけです。発症する機会が少ないにしても、これは万全の対策をとるのが当たり前で、これを国に要請したいと思います。又、私たち市民もそのことに対しての警戒を十分に強めなければならぬと今は思っております。

リスク評価が、純粋な科学上の過程ではなく明らかに[全頭検査の見なおし]「若齢牛の検査除外」という法律の変更を前提に進められていると思われま。

従って、私達はリスクにかかわる全ての条件を吟味していただきたいと思いますので、4点について述べさせていただきます。

1点は、リスク管理の問題です。日本では法の整備はかなり進んでいると思いますが、実際にそれが現場でどのように完全にされているのかということが、法律の制定以上に危険を含んでいると思うのです。検査をしていてこれだけの発生といわれていますけれども、脳の門部分を取ることも非常に難しいと聞いております。もしそれを取りそこなった場合には、そのウシは検査されないで流されるのではないかと。あるいは、解体処理のときの危険部位の除去も本当に完全にされているのだろうか。

最近、アメリカから処理業者の労働者が来られて、自分たちは1時間に4万頭のウシを処理しているんだ、非常に早いベルトコンベアの中で1頭ずつやっていくことは非常に大変だ、ナイフを交換することもできないという訴えをされました。私は、それを聞いて、日本ではどうなんだろうか、労働条件が十分に整って、1頭1頭きれいにできているんだ

ろうか、またその管理監督、そういう体制ができているのかということも非常に心配しております。

それから、新たに感染を拡大するかもしれない肉骨粉に対する管理はどのようなだろうか。これの製造は交差汚染がないようにされているのだろうか。運搬は、貯蓄は、それから外国からの飼料の中にまじっていないだろうか。いろんな危険があるわけです。そのことについて、これは安全委員会の先生方のお仕事ではないかもしれませんが、どこかで十分な検証をしていただきたい。病原体は、本当に少しの量でウシの中で再び増殖されると聞いていますので、法の整備だけではなくて、実際に現場でどうなっているのかということが、リスクの1つになると思います。

2点目は、現在協議中のアメリカ牛の輸入再開がもし実現すれば、BSE 検査もしないので、病原体が上陸してくるかもしれないという危険性です。資料1)に挙げさせていただきましたが、これは山内先生がニューヨークタイムスの論説を訳されたものです。その中を見ますと、アメリカのずさんな管理、肉牛生産の本当に驚くべき状態が論説されております。

1ついいますと、重要な安全対策である大規模な検査が、肉牛業界の20年にわたる反対で実施されてこなかった。肉骨粉の禁止も、そんなことは知らないという業者がコロラド州では4年間にわたって営業していた、そういうことが報告されています。

3点目は、日本人の遺伝体質についてです。日本人の93%の人の体質が、vCJDを発生しやすいM/M型であるということは、潜伏期間が短いというだけかもしれませんが、ただ発症しやすいことには違いない。この発症しやすいということが、将来どれだけの危険性をもって私たちに迫ってくるのかと思うのです。これは資料2)につけさせていただきました。そういうこともありまして、病原体の混入を防ぐということが、私たちにとっては非常に大事なことになっているんです。

4点目は、牛エキスを使った加工品の問題です。私達主婦が、BSE問題に非常に興味を持っていますのは、これは、牛肉を食べなければ大丈夫ですよというような単純な対策ではすまないからです。牛は、牛肉以外にガラを煮詰めて牛エキスとして使われています。この牛エキスが非常にたくさんの食材に使われています。カレーライス、カレーのシチューであったり、ラーメンのだしであったり、子供たちの離乳食やアイスクリームなども、ウシの関連加工品として出回るようになります。

もし牛エキスの中に病原体が混入した場合は、微量であっても毎日摂取する食材とともに

に体に入りたまっていく危険性もあるのではないのでしょうか。

そして最後に、検出限界以下のウシは全頭検査の検査対象外にすることについては反対です。私は対象外になったウシにもリスクがある、病原体がある以上は、感度を高めて検査すべきです。紹介されておりますC D Iという検査法は生体でもできる。これは非常に有利なことだと思うんです。解体してしまつて汚染物を散らす前に検査をする。しかも、感度が非常にいいということであれば、これは私たちは採用していただきたいと思います。

安全を図ることが一番求められるわけですがけれども、これは金が幾らかかるといっても100グラムの肉に1円程度と聞いております。

司会 時間でございますので、まとめていただければと思います。

高谷 金の前に安全を図っていただきたいと思っております。

司会 どうも失礼しました。ありがとうございました。

いろんなご心配が提示されましたが、このたたき台に関係するところからすれば、遺伝子の例のM / Mの件と検査の件が提示されたと思っておりますけれども、まずM / Mの件につきまして、金子座長代理からいかがでしょう。

金子座長代理 我が国の問題と諸外国の問題、ウシ・ウシの問題とウシ・ヒト、ヒト・ヒトの問題と、幅広い事柄についていろんなご意見をいただきありがとうございます。

ただ、最初に私たちが申し上げましたように、かなり不確実性がベースにありますので、余り対象を広げ過ぎると議論のしようがなくなるということです。まず現時点で、私たちは我が国という前置詞というか縛りと、それからウシからヒトに焦点を絞った検討を行つて、それをたたき台にしているという点をご理解いただきたいと思ひます。

もちろん、それだけではありません。私たちが検討すべきことは、ご指摘の点すべて含まれる。もちろん、リスク管理と評価という点の違いも十分認識しておりますけれども、それだけでないことも十分認識しております。

それから、基本的な予防原則の大切さという点をまずご指摘になられましたけれども、それはまさにそのとおりだと思います。ですから、私たちはその点を含めて検討しております。

それから、M / M型につきましては、先ほど申し上げましたように、M / V型でも、あるいはV / V型でも出てくる、そういう懸念が出てきているという点。それはむしろ、逆に日本にとっては数%の人口であるから、英国ほど重大な影響はないだろうという点と、M / Mの感受性が非常に高いという点は、私たちも十分認識して、対策あるいは評価に反

映させようと思っております。

司会 途中でしり切れトンボになって済みませんでした。検査の件につきまして、品川先生、いかがでしょうか。

品川専門委員 ここに書かれていますように、若齢牛からも検出できる。もしこれができれば、やはりこれはしなきゃいけないことだろうと思います。ただ、それぞれの検出系の検出感度があるわけです。現在の検出感度は、先ほど金子先生が話されましたように、かなり高いということがいえると思います。ここに書かれていますC D Iは、さらに高感度ということがあるわけです。確かに感度が高くなれば、あるいは、それだけ早い段階からも検出することができるようになると思いますが、このC D Iという方法も、スタンレー・プロシュナーのグループが開発したもので、E Uの方で比較評価というようなことが行われているのです。論文の方では感度が非常に高いというふうになっているのですけれども、実際、E Uの方の評価ではそれほど高いということではなく、さらに高いものがあるということがあります。ただ、フィールドで使われまして評価が出てくることがあれば、やはり日本でも取り入れる必要はあるのではないかと思います。

司会 よろしゅうございますでしょうか。それでは、先へ進めさせていただきます。

次は、株式会社吉野家ディー・アンド・シーの多賀谷様、よろしくお願いいたします。

多賀谷 吉野家ディー・アンド・シーに勤務しております多賀谷でございます。

私の意見を述べさせていただく前に、私の経歴を簡単に申し上げた方がいいかないかと思えます。私は静岡で肉屋の息子として生まれまして、小さいころからと畜場によく出かけて、ウシのと畜、ブタのと畜、内臓の処理を手伝ってまいりました。大学卒業後にある商社に勤務し、長年輸入食肉の業務に携わっており、現在は吉野家で原料の買い付けを行っております。ただ、本日の意見交換会の時間に制限がありますので、きょう提出させていただいた私の資料の中で一部しかご説明できませんので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

7月16日の第12回プリオン専門調査会を傍聴させていただき、この「たたき台」を読ませていただき、私としては、内容に非常に感服いたしました。特に4の結論(1)で、「今後、我が国の全人口(1億2000万人)の将来にわたるvCJD発症数は0.135~0.891人と推定される」と明示されております。この数字は非常に意味が深いものであると感じます。将来にわたり日本でvCJDの患者の出る可能性はほとんどない、ただし、ゼロではないんだということをいっていると判断いたします。また、この数字は、この「たたき

台」に必ず明示すべきであると考えております。

しかしながら、この数字は、最悪のケースの推定値ではないかなと判断いたします。なぜならば、この前提が、英国で最大 5000 人の v C J D の患者が出るという前提で計算されているはずで、国連大学副学長の安井教授のホームページに「市民のための環境学ガイド」というのがございまして、その中にも述べられていることですが、この 5000 名の数字は余りにも大きな、あり得ない数字ではないだろうか。今後 20 年間で毎年 200 名以上の v C J D の患者が出続けるという数字になります。先ほどありましたように、現在、イギリスで 147 名です。ことしは 7 月 5 日までで 3 名しか出ておりません。こういうところから考えてもかなり大きな数字である。また、先ほど吉川先生の方からいろいろご説明がありましたけれども、日本ではウシの脳を食べる習慣はございません。それから、AMR という、機械ですり身をつくることもしておりません。かつ、現在は SRM を完全に除去しております。そのようなことから判断いたしますと、この推定値の 0.135 ~ 0.891 人というのは、考え得る最大値ではないのか。現実にはこれよりはるかに低く、2 けたも 3 けたも低い数字ではないのかなと判断いたします。

また、この間のプリオン専門調査会で、この数字がひとり歩きすることを危惧されている専門委員の方々がおられました。ただし、もしこの数字に納得できない専門委員がいるのであれば、それぞれの専門委員がご自分の考える推定値を出して、お互いに議論していくべきではないのかなと、私自身考えております。

次に、牛肉の安全は、SRM (特定危険部位) の除去で確保できて、BSE 検査では安全性を保証してくれないという点について述べさせていただきます。

先ほど吉川教授の過去の経緯の中で、2 月 20 日に開催されました第 5 回のプリオン専門調査会で、例のスイスのキム博士を招いているんな技術討議をなされました。その議事録の 22 ページから 23 ページに記載されておりますが、同博士は特定危険部位 (SRM) の除去が牛肉の安全を確保する上で非常に重要である、BSE 検査は安全性を保証してくれないと発言されています。このように、現在の BSE 検査には、先ほどからおっしゃっています検出限界がある。

それで、現在、BSE の検査の意義、目的を、スクリーニング検査という形で、BSE 汚染牛をフードチェーンから排除することを第 1 に挙げておられますけれども、日本以外のほとんどの国では、先ほどからおっしゃられていますサーベイランス、BSE の広がりを測り、BSE の対策の効果を検証するものであるという意義づけをされていると思いま

す。

また、ちょっと蛇足になりますが、その調査会議事録の 23 ページの一番下に記載されておりますけれども、このプリオン専門委員の山内教授は、全頭検査と私がいったのは、ヨーロッパ並みの 30 カ月齢以上という意味で、ずっといつてきました。別に日本でやっているあらゆる年齢ということは念頭にしておりませんと発言されております。

最後になりますけれども、私が勝手に試算いたしました全頭検査の結果、発見できなかった B S E 感染牛の推定頭数についてご説明させていただきます。

皆さんにお渡しされています我々の意見書の 14 ページから 15 ページにその数字を述べさせていただきます。この数字は、厚労省並びに農水省から発表されています B S E の検査結果を使用しております。素人がつくったものですから、いろいろご意見があると思いますが、ちょっとお聞きいただきたいと思ひます。

まず 24 カ月齢以上の症状を呈するウシ、30 カ月以上の健康なウシ、24 カ月齢以上の死亡牛、この 3 つをさしあたり高齡牛とさせていただきます。この高齡牛での検査では、合計約 145 万頭が今まで検査されております。この中から 9 頭の B S E 汚染牛が発見されております。仮にこの高齡牛で B S E 検査によってすべての B S E 汚染牛が発見されたとしますと、高齡牛での B S E 発生率は、この 9 頭を 145 万で割った数字になりまして、 0.000006204 という数字になります。

一方で、B S E の広がり、若齡から高齡まで基本的に一緒であるという前提、先ほど金子教授からは、そうではないというお話がありましたけれども、そういう前提でいきますと、今までの 347 万 1000 頭にこの数字を掛けますと、21.534 頭という数字が出てまいります。これが B S E の汚染推定数字というのが私自身の考え方でございます。

これでいきますと、今まで 11 頭が発見されておりますので、約 11 頭近い、ほぼ同じ数字が B S E 牛であるにもかかわらずフードチェーンに入れられてしまっているのではないかと。ただし、S R M が完全に除去されておりますので、牛肉の安全性は全く問題ないと思ひます。

このように、今まで B S E の検査を、牛肉の安全保障の 1 つの手段という、スクリーニングという言葉が使われておりますけれども、本当にこれでいいのかと、1 つ疑問がわくのが、私の考えでございます。

最後に 1 つだけ申し述べたいと思ひます。これは食品安全委員会へのお願ひでございますけれども、我が国の国民にとってリスクが非常に高く、その点では B S E よりはるかに問題が多い O 1 5 7 問題、サルモネラ問題、残留抗生物質問題等がございます。特に今年、

0157は1名の方が亡くなられたと聞いておりますけれども、今現在、人材もお金も有限でございます。ぜひ食品安全委員会といたしましても、ヨーロッパでは終局の方向に向かってこのBSE問題に一日も早く決着をつけていただいて、0157とか、サルモネラとか、それ以外にさらに重要な問題に注力していただきたいと思います。

意見を終わります。ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。

幾つかご指摘をいただいたと存じますが、まずV C J D患者の推計におきまして、座長、いかがでございましょうか。

吉川座長 現在わかっていることに関してはおっしゃるとおりで、先ほど来、メチオニン/バリンという違うタイプが出てきたという報告も出てきていますけれども、わかっている大多数はメチオニン/メチオニンで、95年から始まって、増えてきた患者さんの数がやや減り始めているという傾向が見えているのは、そのとおりだと思います。

遺伝子の型についていうと、メチオニン/メチオニンの潜伏期が短いということだけはいえると思いますけれども、メチオニン/バリンに比べて、メチオニン/メチオニンの方が感受性が高いという証拠は、現在のところ、ありません。長い潜伏期で同じ感度で出てくるかもしれないし、長い潜伏期で感度が低いかもしれせん。ただ、最初のリスクの僕自身の計算の中には、違うタイプが出たとき2倍、V/Vまで入れて3倍というケースもあわせて一応検討していて、5000が多いか少ないかというのは、それぞれの人の計算式によるものですから、最初のころは何十万といわれましたけれども、恐らく3000~5000人というのは最大の方の数ではないかと、僕も、現時点では考えております。

司会 続きまして、多賀谷さんが計算をされているんですけども、検査を逃したのが10頭ぐらいいたのではないかということだと思いますが、それについてはいかがでございましょうか。では、これも吉川先生、お願いします。

吉川座長 我々の中も同じような、いろいろな出し方があります。どのモデルを使うかというので、300万頭の検査の結果をこういう格好で外挿するという方法も十分あり得ることであって、非常に興味深いと思います。私自身は、ヨーロッパのアクティブサーベイランスに入ったときの数と、それは下流の方からの計算で、上流の方は、農林水産省でやった、入ってきたもののリスクから計算式をつくるという2つのものをやっていますけれども、實際上、何頭かが回ったこと、死亡牛にある程度の数が行った、残りが全頭検査で検出されたという考えは、だれも否定しないと思います。それぞれの比率については、使

うモデルによって少しずつ増えますけれども、恐らく 10～100 頭の範囲に入ることでは、そんなには違いがないのかなと思っております。

司会 ありがとうございます。多賀谷さん、いかがでしょうか。 それでは、また先へ進めさせていただきます。

次は、戸谷真理子様、よろしくお願いします。

戸谷 主婦の戸谷真理子と申します。

私は、全頭検査の廃止に関しては、今は反対いたします。なぜなら、全頭検査という安全の防護壁を減らすより先に、すべきことがあるのではないかという主婦としての心配を申し上げます。

まず、国内の問題として、危険部位除去に現時点でもまだ問題がある。例えばピッシングは日本でもまだ行われているし、あと、背根神経節は、この間、毎日新聞さんの記事でもありましたけれども、と畜場では除去できず、流通で除去させている。それが本当に除去されているかどうかわかりませんが、そういうこともしていますし、あと、脊髓の吸引機の普及も、国は把握していないんですね。全国でどれだけ吸引機が普及しているかというの、厚生労働省は把握していないというのが毎日新聞に書いてありました。あとは、抜き打ち検査だとか監査をするシステムが、現状ないということで、危険部位除去に安全基準が統一されていないという問題が、1つあります。まず、それが1つ。

あと、2つ目に、危険部位の定義にまだ問題があると思います。背根神経節は、つい最近、除去されることが決まりました。全腸に関しても、OIEの会議で、日本と海外で、安全だ、安全ではないということでもめています。あとは、この間、山内先生がいわれていましたけれども、未検査部位があって、例えば回腸遠位部には感染性があるけれども、回腸近位部などは検査していないだけで、わからないのが実情なんだということをいわれていました。そういうことは、これからまた危険部位が変わる可能性があるのではないかと、消費者の疑問でございます。

あともう1つ、3つ目に、偽装隠蔽問題がありまして、例えば疑惑のウシを素埋めするという事件がありました。これ、報道では、総合すると200頭以上とされているんですけども、全頭検査をすることで食物連鎖から排除された部分もあるんじゃないかなと思います。

あとは、全頭検査のメリットとして、これは推測ですが、そういう厳しい検査をすることで、危険な飼料を与えなくなるという農家さんの自主規制のメリットもあるんじゃない

かなという気もします。

あとは、金子先生は講演でまだわからないとされていましたが、1 mg でもウシが感染することがつい最近わかったということ、山内先生やキム博士が東京都のリスクコミュニケーションで発表されていまして、今、日本ではウシの代用乳に飼料用の牛脂を与えることは認められているようで、使っているところもありますので、これだけまだ問題があっても、それでも消費者は全頭検査とかSRM除去をやっているのだろうと信じて購入して、食べているわけですから、そういったときに安全弁の防護壁を減らすより先に、もし何かあるんだったら改善するものがあるんじゃないかなということが、まず1つです。

次に、国外問題に移ります。国外は、今回、全頭検査の廃止案が出てきましたのが、米国牛の輸入再開のために討議されているとしか思えない。少なくとも報道関係は、アメリカのウシの問題と全部結びつけています。米国のウシは日本より管理がいいかげんで、FDAとか飼料管理を発表をしましたが、今まで血液を飲ませたり、交差汚染防止対策でも、鶏に肉骨粉を食べさせるのはオーケーで、その鶏の糞をウシに食べさせるのはオーケーだなんて、ずっと禁止していなかったのです。残飯を食べさせたり。まず、そういうリスクが日本と随分違う。あとは、トレーサビリティもちゃんとしていなくて、死亡牛の検査も、3割から4割のウシを廃品処理場から拾ってきて、やっているようなものである。

今、日本が全頭検査をやめると、米国からそれらのウシが流入してしまうのではないかと心配があります。例えば20カ月以下は検査しないと区切ったら、アメリカは19カ月364日までのウシをどんどん送ってくるのではないかと、歯による年齢もわからないので、その辺のことをどう信じたらいいのかということもありますし、危険部位の除去をアメリカ政府が保証するといっていますけれども、政府自体がダウナー牛でなかったBSEの患畜牛を、ダウナー牛だったとうそをついたり、そういう報道があったり、あとは、BSEじゃないかと疑惑があったウシを、検査しないで肉骨粉にしてしまったとか、そういうことをやっていますので、まず私は信じておりません。

危険部位除去も、日本に40%輸出しているタイソンさんという精肉加工企業さんがあるんですけども、そこも労働組合さんと経営側が対立していて、いっていることが全然違っていて、1500人いるという労組さんの代表が、この間、日本にやってきました。まず衛生状態も悪くて、危険部位を除去するところではない。ラインが速過ぎて、それどころではないということをしていわれていました。あと、危険に一番かかわる現場の労働者の人たち

が、全頭検査をしてくれという要望を出しています。その辺がどうクリアになるのかというのも心配ですし、日本以上に、そういった飼料の問題とか危険部位除去の問題があるので、流通から危険を排除するためには、日本以上に全頭検査もやっていただきたいというのが私の希望です。

最後にまとめみたいなものですが、食品安全委員会は全頭検査云々をどう議論する前に、まず、今ある危険をどんどん排除するような提言を行っていただきたい。現状のSRM除去の強化をしていただいたり、あとは、メキシコからお肉がやってきますけれども、そのリスク調査。例えば2000万頭いて460頭ぐらいしか検査をしていない。過去に米国から密輸問題があったり、韓国では、メキシコの牛肉の段ボールをあけたら米国牛が入っていたとあって、今、問題になっています。

最後に、食の安全は科学のリスクだけで語れるものではなくて、最大のリスクは偽装と隠蔽、ラベルの貼りかえ、現場できちんと管理されているかということが、リスクにかかわってくる一番大きな問題で、科学はまた、どんどん変わっていくものであります。昔はうつらないことになっていましたものがうつるようになった、危険部位もどんどんふえたということなので、予防の原則をお願いしたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。いろいろたくさんいただきましたが、中でも、SRMの定義の部分とか感染力の問題とかいう話があると思います。その点につきまして、金子先生、いかがでしょうか。

金子座長代理 4つほど質問点といいますが、問題点を提示されて、また繰り返しのなってしまうけれども、個々がすべて大事な問題です。それはそのとおりだと思います。ただ、何度もいいますが、例えば米国、我が国以外の問題を考えた場合に、米国でのいろいろな今の疑義は確かにそのとおりですが、それを私たちが確実な信頼性を持ったデータを手に入れることができない限りは、科学的な評価ができないという点があります。ですから、不確実性が余りに不確実過ぎて、評価に至れない。もちろんそのデータがあればやるべきだとは思いますが、今、私たちが考える限りにおいて不確実性を極力排除して、値として最も定量的なデータを出せるものは何かということ考えた場合、私たちに一番重大な問題といいますが直結したものの優先順位をつけたら、我が国におけるウシからヒトというテーマ、非常に狭い範囲に限られていますけれども、今、そこにフォーカスを絞った議論をさせていただいているということです。

予防原則の大切さというのは、まさにそのとおりだと思いますし、SRMについてもおっしゃるとおりで、例えば私たちが科学的な評価を行う。それが完璧なものではありませんけれども、私自身は、現時点では、それが大きく覆ることはないだろうと思います。

おっしゃった点で、対策の後追い、背根神経節云々の問題も、科学的には認識されていたものが、リスク評価としてはきちんとできていたものが、リスク管理という点で、その交通が少しくまういかなかった点があったり、それは反省すべき点が多いと思うのです。そういった意味では、評価に関しては、極力、科学的データに基づいて行うということに関しては、ヨーロッパの事情、あるいは世界的な事情を見ても、管理が問題な点はあるのですけれども、評価についてはかなり定まってきつつある。もちろん限界はありますけれども。

いわれた点の多く、例えば隠蔽の問題とか、抜き打ち検査の問題は、評価ではなくて、むしろやはりリスクをどう管理していくかという点が大きいので、それは私たち食品安全委員会のプリオン調査会は、別に責任を逃れるわけではありませんけれども、まずできるところから、信頼性のあるデータを出せるところで、それではだめだというご指摘はそうかもしれませんけれども、範囲を非常に狭めてやっている。

管理については、いろいろな問題を示されたのはそのとおりだと思いますけれども、それはリスク管理ということにとらえていただければと思います。

司会 ありがとうございます。あと、検査の話がございましたが、吉川座長、何かございますでしょうか。

吉川座長 基本的には、金子委員が今ってくれたように、評価をするというのは、最初にいったように、全部のデータがわかった上で総合的な評価ということができれば理想的ですけれども、実際には、それぞれのものに限界があるということを最初の評価として、SRMについても、検査についても、そういう限界を持ったものとして、どれだけのリスク回避の効率になるだろうかというようなことを議論している。

例えば200例埋められたということをもし評価することになれば、単純にいえば、年間10万頭の死亡牛、3年間30万頭のうちの200頭はそういうルートに入ったことはあるという格好で評価を進めていくというのが、我々の基本的なスタンプポイントで、それ以外の重みづけをすることは、逆に、評価自身のばらつきをさらに大きくすることになるので、そういう意味では、リスクの評価のある種の限界があることは、専門調査会自身も認めた上で議論を進めているところです。

司会 戸谷さん、何かございますか。

戸谷 きょうはリスク評価の場だといいますが、食品の安全を考えるには、やっぱりリスク管理まできちんと見ないと管理できないことだと思いますので、これからよろしくお願いいいたします。

山本専門委員 確かにリスク管理がしっかりしていないと、幾ら評価した結果を返しても、それが反映されないということは十分承知しております。実際、我々の議論の中でも、これまでも管理体制についての懸念が随分議論されました。それについては、十分な管理を管理側で検討していただくような附帯事項をつけて評価結果を返すということ、これまでも何度か行っております。

司会 よろしゅうございますでしょうか。あといろいろいただいておりますけれども、これはプリオン専門調査会でいろいろ検討させていただくということで、先に進ませていただきたいと思います。

では、次は、日本生活協同組合連合会の原 英二さん、よろしくお願いいいたします。

原 日本生協連の原と申します。

まず最初に、私、不確実性ということで、BSEの評価に関しては不明のことが非常に多くて、知見が限られていると思いますので、このたたき台の中の随所で不確実性が多いと書かれていることは、その姿勢は大いに評価できることだと思います。

そういう中で、現時点で、いろいろな不確実性が多い中で、特にウシからヒトにうつるvCJDのリスクについては非常に不確実性の多い話で、なおかつ、このたたき台の中でも非常に多くの仮定を重ねて評価をしていらっしゃるのですが、あえてそういった非常に不確実性の多い評価をやる必要があるかどうかは、私ども、大変疑問に感じております。そういった不確実性が多過ぎるデータ、数字をそのまま出されますと、調査会でも意見が出ていましたけれども、数字がひとり歩きして、いろんな楽観論、あるいは逆に不安に通じることもありますので、気をつけていただければと思います。

あえて推定するのだったら、例えば機械的回収肉を原料とした肉が外国で生産されていたわけですが、それが過去、輸入されていたというような話もございまして、あるいはビーフエキスとか食品のリスクをきちんと評価する必要があるのではないかと。この推定に関しては、ちょっと安直な推定ではないかなと思います。

不確実性が多いということを書きいただいているので、予防的対策をきちんとやっていただきたい。その対策全体に、不確実性が多いということ踏まえた対策をお

願いたいと考えるわけです。

2 番目に、具体的な日本の B S E 対策の評価についてですが、2001 年に国内発生が確認された後、B S E 対策の体制が整えられたことについては、私たち、大いに評価できるとも思っているのです。食品安全委員会に、現時点で、その対策についてきちんと評価していただくことは大変いいことだと私ども期待していたのですが、今回、こうやって出されたたたき台の内容が、現状の安全性の評価ということでは非常に不十分なものではないかと感じております。

今まで専門調査会に提出された資料、傍聴人には全部が配られていないのかもしれませんが、この資料に基づいて日本の対策がきちんと評価できるのかなということについては、甚だ疑問に感じております。これは食品安全委員会さんが悪いのではなくて、リスクマネジメントの方の厚生労働省さんや農水省さんがデータをきちんと出していただくことが大事だとは思いますが、もっときちんとした報告を求めて、評価をやり直していただきたいと思えます。

不十分だとは思いますが、専門調査会に報告された対策状況の中で、厚生労働省さんの方から、第 10 回の専門調査会に報告された特定部位の取扱い状況の調査結果という報告があります。この報告の中で、ピッシングが廃止されていなかったり、あるいは背割り前に脊髄除去がきちんと行われなかったりというと畜場がかなりあることが報告されております。

この間、私、2カ所のと畜場を見せていただく機会を持たせていただいたのですが、どちらもピッシングは廃止しておりますし、また、背割り前に脊髄を吸引除去して、背割りをした後もきちんと吸引したり、手でとってということで、安全対策をしていらっしゃる。例えばピッシングの話だったら、作業所の安全性にちょっと不安があるというような事情があるかとは思いますが、いろいろ工夫をして、そういう対策をなさっているわけです。ただ、と畜場同士の横のつながり等が希薄だとか、いろいろな事情があるのですが、そういった工夫が全体で共有化されているような状況にないのではないかと思います。

たたき台には、ピッシング廃止とか背割り前の脊髄除去に関して、その状況について全く触れられていないのが不適切ではないかと思います。そのところをきちんと評価して、改善を求めていただきたいと思えます。

B S E の検査の件については、たたき台にも書かれていますけれども、最初は 30 カ月齢以上でということをも日本でも検討されていたわけですが、結果的に全頭検査をやってい

ただ、若いウシを検出することができたということもありますし、BSE検査が食品安全に結果的にきちんと寄与しているということがいえるのではないかと思います。BSE検査は、消費者の安全という面でも果たしている役割が大きいと思いますので、そういった面についても、検討の考慮に入れていただく必要があるのではないかと思います。

ただし、検査精度の面で、最初、開始されるときには講習会をやっていただいているわけですが、どこの都道府県でも日常的な精度がきちんと保たれているのかというようなことは、検証していただく必要があるのではないかと。

それから、より高い検査方法の開発動向等について、たたき台でも触れられていますけれども、そういったことの調査、先ほど品川先生から、延髄では限界があるご発言がありましたけれども、延髄以外の場所での検査の可能性について検討していただいて、より若いウシの検査について検討していただきたいと思います。

農水省さんの報告についても、同様に不十分な報告内容だと思いますので、飼料の交差汚染の有無等について、きちんと定期的に調べていただいて、それを報告していただきたいと思います。

背根神経節の感染性について、2002年にOIEの場で決定されたわけですが、それが日本で食用が禁止されるのが2年近くおくれてしまったという事情があるわけです。この事情に関してきちんと総括をして、早目早目の対策に結びつけていただきたい。

3番目に、今回、こうやって意見交換会に至る前に、たたき台についても事前に出してしまったり、これまで全頭検査の見直し云々だとか、あるいは米国産牛の輸入再開に道が開けたとか、いろんな情報が報道されているわけです。こういった報道で、消費者が右往左往するようなことにもなりますので、透明性の高い委員会運営。マスコミの方がいろいろな報道をされるのは自由だとは思いますが、そのもとになっている情報が、もし意図的に何か変な情報が流されているとすれば大変遺憾なことです。そういったことのないように気をつけていただきたいと思います。

米国産牛の話が、この場でもほかの陳述人の方からちょっと出ましたけれども、このたたき台にかかわる評価と米国産牛が結びつけられて語られるのは、大変おかしな話じゃないかと思います。米国産牛の輸入に関しては、米国のリスクについてきちんと評価した上での話ではないかと思いますので、もしリスクマネジメントの部局の方からそういう要望があるのであれば、そういう評価も別途やっていただきたいと思います。

こういった問題について、私どももそうですし、消費者の間でも関心が高い問題ですの

で、今後もリスクコミュニケーションをやっていただきたいということをお願いして、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

司会 いろいろございましたが、まず推計値が時期尚早ではないかとか、その他不確実性に関する議論がございましたが、座長、いかがでございましょうか。

吉川座長 基本的に、原さんの指摘されたこと、一々もっともなことが多いと私は思います。確かに現時点で数値を出すことの是非に関しては、これはいつも公開討論でやっているの、専門調査会の中にも、時期尚早という考えもあるし、現時点でここまで数値的に出せるだろうかという疑問もあって、最初いいましたように、これはだれかがたたき台として出さないと議論が先に行かないという部分もあって出したので、最終的に、中間のこういう格好でのたたき台まとめにどういう格好で盛り込まれるかは、まだ決定しているわけではないとご理解いただきたい。

ただ、それでも、金子委員が何度も繰り返していますけれども、定量的にある程度の幅を持って考えれば、そんなにめちゃくちゃなものにはならないだろうということは、また一方で確かだろうと思うのです。だから、その辺がどういう格好で現時点の評価になるかというのは、きょうの討論も含めて、専門調査会の方でもう少し調整したいと思っております。

リスク管理の評価も、最初、調査会の中でかなり議論して、管理とは全く離れて評価するというを試みたんですけども、山本委員がいわれたように、結局は、リスクマネジメントも評価の中に入れられない限り総合的な評価はできないということは、各委員納得された。そうはいても、もともとくっついているものを分けないと中立性が保てないという格好で委員会をつくったものですから、評価の結果を開示して、リコメンデーション(勧告)するという立場になるかと思えます。

とられたマネジメントの再評価は、リスク評価の項目の中に入ってきます。それがあったので、とられた施策と同時に、現場のと畜場の方とかそういう方に来ていただいてヒアリングをした。あるいは、委員たちも順次、と畜場の見学とか化製場の見学もやっております。

司会 情報の管理、あるいは情報開示、リスクコミュニケーションについてもご意見がございましたが、いかがでございましょうか。これも座長でよろしゅうございましょうか。

吉川座長 どちらかというとは私にはへそ曲がりなものですから、なるべく離れて、できる

限り定量的、科学的に評価するという姿勢を失うと、この専門調査会の存在意義がなくなるので、外圧とか、外からの情報からは離れていたいという姿勢で、私自身は取り組んでおります。

各メディアが、それぞれの行政の部署からいろいろな思惑を含めて流すことによって、我々の評価が影響を受けないように、そういうスタンスで臨みたいと思っております。それ以上、情報の漏洩とかそういう問題は、事務局の方に聞かないと、私はわかりませんけれども。

司会 ありがとうございます。情報の管理は、事務局できちんとまいりますので、よろしくをお願いします。

原さん、何かございますか。

原 情報がどうやって出されたかについては、過去のことはいいんですけども、今後、委員の先生が惑わされることは万が一にもないとは思いますが、消費者がこういう情報に一喜一憂しているわけですね。現に今日の陳述人の中にも、そういう報道がされたからどういうふう感じたとおっしゃっている。そういうことがありますので、気をつけていただきたいということですね。

2番目のリスク管理のことについては、リスク管理がどう行われているのかということの評価するのは食品安全委員会の役割で、それが食の安全として科学的に評価して、問題がないのかというのをきちんと評価していただかないといけないと思いますので、先ほども申し上げたとおり、この食品安全委員会に提出されている資料は甚だ不完全なものだと、傍聴している限りは思うんですね。委員の方にはもっと分厚い資料が配られているのかもしれないけれども、そういった資料をきちんと受け取って、報告を受け取っていただいて、十分な評価をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

司会 ありがとうございます。それでは、先へ進めます。

次は、牧島さんです。よろしくお願いたします。

牧島 牧島と申します。私は、本日、全国農協青年組織協議会を代表した形で、統一した意見ということで申し述べさせていただきたいと思っております。

通称「全青協」と申しますが、私たちは、農業生産に従事する青年層によって構成されております全国組織でございます。昭和29年に結成以来、日本農業の振興及び青年の営農活動を推進する組合員組織として、活動に取り組んできております。そういう中で、私、前回、理事をしておりました関係上、また、私自身が肉牛の生産農家ということで、皆さ

んの意見を統一した形で、本日、要望させていただきたいと思っております。

さて、国内BSE発生につきましては、消費者の方々の日本の牛肉に対する信頼を揺るがし、我々生産者として非常に残念な事態を招いたと認識しております。また、私の経営自体、大きな打撃を受けたのも事実でございます。当時、ホルスタインの廃用牛でBSEが発生したわけですが、消費者の皆さんが肉牛全体について不安を感じられたり、購買を控えられたことは、私たち生産者にとりましては理解ができない出来事であったのであります。私たち生産者は、発生原因や発生経路がわからない中でも、全頭検査、SRMの除去、生産履歴記帳運動の取組み等を実行してまいりまして、生産者の方々に、安全で安心な牛肉であるということをお伝えしてきたところであります。

こうした取組みをした結果とは思いますが、消費者の皆さんには一定の理解を得られたと思うのは、消費が回復したというところが、私たちが行ってきたことの裏づけとしてあったのではなかろうか。これは、政府を初め食品業界、また各団体の努力の結果であろうかと認識しております。

しかし、アメリカでBSEが発生したときに、国民の食の安全を守るべき立場にある同業者、例えば一部の産業の方との間に、食の安全性に対する認識の違いが見られたところについては、残念だなという思いをしております。我々生産者や外食産業、または流通業界に携わる者、一言でいうと食に携わる者は、あくまでも国民の食の安全を第一に考えた中で行動するべきじゃないかなと考えております。

また、7月16日に示されました食品安全委員会のプリオン専門調査会の報告書におきましては、BSE検査の検出限界以下のウシを検査から外しても、特定部位を除去すればヒトへの危険性はふえないとなっておりますが、このたたき台にもあるように、検出限界があるとはいえ、十分な知見がない中では、全頭検査が安全性を確保する上で有力な手法である。また、このことによって国産牛肉の信頼性が確保されていることから、継続実施を強く要望するものであります。

また、仮に検出限界が一定月齢で示されれば、アメリカ産の牛肉は、その月齢以下の牛肉は検査をされずに輸入されることになろうということは、余り理解をされていないところではないかなと思っております。今回の報告の内容を受けまして、アメリカ産牛肉の輸入が開始され、検査を受けない牛肉が輸入されることになれば、牛肉そのものに対する不安が広がって、日本で発生して以来の消費者の方々の信頼回復に結びついた行動が揺らぐことになるのではないかと危惧しております。

また、日本のBSE検査がその月齢以下を除外することになれば、例えば20カ月齢以下を取りやめても、国産牛のほとんどはBSEの検査をすることには変わりはないわけであって、ただ単に、国産牛に対する安心確保のための対策が後退をしたのではないかという評価を受けるのではないかということを心配しております。このために、食品安全委員会においては、消費者との十分なコミュニケーションを実施していただいて、食品の安全性の確保に努めていただくように重ねて要望するものであります。

以上です。

司会 ありがとうございます。

いろいろご意見をいただきましたが、吉川座長、いかがでございましょう。

吉川座長 今日、こういうリスクコミュニケーションの場を持っていただいて、やはり良かったと思います。リスク評価というものはかなり複雑な部分があって、冷たいようですけれども、専門の委員会があくまでできる限り科学的に、定量的に評価しようというスタンスで動いているものですから、現時点の感度で検出できないものを含めてスクリーニング用に検査したとしても、検出できないものは、それを排除しても含めても、そのリスクには変わりがないという評価をした。安心感を評価の中に入れて、たとえ検出できなくても、リスクに変わりがなくても、入れた方が安心感がふえるから、リスク評価の中にポジティブに点数を加えるという操作は避けようというスタイルで、分析をしてきた。

それは、ある意味、先ほど不法のケースもありましたけれども、そういう部分も含めて評価することが定量的にできれば非常にいいのかもしれませんが、我々の専門調査会としては、そういう因子はなるべく排除して、自分たちがわかっている範囲で、科学的に採用できるデータに基づいて評価をしようという考え方をとらないと、自分たちのスタンプポイントがだんだんわからなくなるというところがあります。

我々はこういう格好で分析した結果、こういう評価として回答しますけれども、それについて、最初の話にあったように、リスクベネフィット、あるいはコストベネフィットという付加価値をさらに加えた評価でどう判断するかというのは、我々の調査会としては中立的に離れていたいということになると思います。

司会 牧島さん、いかがでしょうか。

牧島 こうやって食に対して興味のある方、研究をされる方等は十分にわかるることかなと思いますけれども、私も生産者でいながら、一方では消費者であるわけです。そこにどういった情報が伝わっているかということ、ほとんどないままに、実際高い、安い、

いろいろなものを含めた中でいろいろ食べているかなというのが現実であります。

その中で、風評被害とよくいわれますが、あれは情報が正常に伝わっていない状況が発生しているということを考えると、ここのプリオンの研究機関から情報を出すか、ほかの機関で出すかというのは問いませんが、やはりきちんとした情報を一般の人たちがわかった中で、開放するとかというような作業をしないと、わかった者たちだけで満足した中でそれを開放すること自体が、私たち自体の生産を脅かす問題であったり、ひいては、私たちが安全と思いながら生産しているものが皆さんの食卓に届かない現状になっていくかなということを危惧するわけありますから、皆さんにも、そういったことを慎重に考えた中で行動をとっていただけないかなと思っております。それとあわせて、情報をどこから出すかということも、同時に検討していただきたいなと思っております。

司会 ありがとうございます。私は進行役ですが、リスクコミュニケーション担当でございますので、肝に銘じたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、お待たせいたしました、食の安全・監視市民委員会の三宅さん、よろしくお願いたします。

三宅 三宅です。よろしくお願いたします。

私は、食の安全・監視市民委員会の一員、そして、個人的見解も交え、日本におけるBSE対策としての全頭検査を評価する立場から意見を申し述べたいと思います。

そもそもなぜ今この時期に、このような日本におけるBSE対策たたき台が提示されたのかが、私は疑問です。大統領選挙を控えたアメリカ政府の圧力を感じないわけにはいきません。こうした政治的思惑の中で、食品安全委員会のこのたたき台が果たす役割を考えると、あくまで予防原則に基づいた慎重なものとするべきであり、米国産牛肉、加工品等の輸入再開を図ろうとする日本政府の政策転換の露払いとなるべきではありません。

食品の安全性をめぐる議論においては、BSE問題に限らず、科学的といいながら、その実、極めて政治的に決められていることは、WTO問題に象徴される種々の事例が示しています。

一方、日本のBSE対策における全頭検査によって、消費者は安心感を得ていますが、この全頭検査を科学的でない、非科学的と決めつけるのはおかしなことです。科学的とは何でしょうか。私は、科学的とは、金子先生も少し触れられましたが、全体のどこまでわかったかはわからないが、現在までにわかったことではないかと思うのです。そして、科学的として提示された中身を受け入れるかどうかは、社会を構成する人々の判断によるの

だと思います。食品安全委員会が課題としているように、既成プロセスにおける科学の役割の明確化と、そのプロセスにおける国民の関与をいかに図るべきかが問われているのです。その意味でも、まず取り組むべきは、藤原邦達さんがホームページ上でコメントされているように、アメリカ産輸入牛自体についてのリスク評価をこそ行うべきだと思います。

次に、たたき台について幾つか意見を述べたいと思います。

「はじめに」の中で、「世界的に見ても B S E について疫学的、生物学的知見が深まってきていることから」とありますが、プリオン専門調査会委員でもいらっしゃる山内先生は、5月12日付の朝日新聞の中で、「リスク軽減には何をどこまでやったらよいのか。それを判断する科学的な事実は限られていることを認識しないとイケない。」牛に異常プリオンを与えた感染実験の結果が、昨年出たが、「32 カ月までの間、異常プリオンがどこにどう蓄積され増えていっているか全くわかっていない。一方、全頭検査の結果、21 カ月、23 カ月で B S E 感染牛が見つかった。科学的な事実はこれだけしかない。議論できるデータの蓄積がないのが現状」と述べておられます。疫学的、生物学的知見が深まってきているといえるのかは、甚だ疑問です。

「ウシとヒトの種間のバリア」では、ゼロから 10 万倍、これも先ほど金子先生が触れられましたが、10 から 1 万倍、「最悪のケースとしてバリアはない」と書かれています。いずれにせよ評価が大きく分かれていることは確かです。

「v C J D の感染に対する遺伝的要因」では、これも随分出ておりますが、「潜伏期間がより短く、かつ感受性がより強い」M / M 型の遺伝子を持っているのがヨーロッパの白人 40% に対し、日本人は 91.6% にも達するという報告もあると書かれています。この事実を広く国民に情報公開するとともに、単なるリスク評価の因数とするのではなく、v C J D の原因解明に生かすことが必要でしょう。

3 - 1 (2) で、「我が国の v C J D リスクについては、B S E 対策を講じる前後、及び今後対策を変更した場合に分けて検討する。」とあります。さまざまなケースについて検討することに対して賛意を示すことはやぶさかではありませんが、果たしてこのように分ける必要があるのかという疑問と、分け方自体に、つまり、「今後対策を変更した場合に」ついでと書かれているところに恣意的なものを感じてしまいます。

日本のリスク評価においても、すべてが仮定、推定から導き出されており、これは何度も出ていました不確実性がまだ非常に大きいということにつながるのだと思いますが、仮定、推定から導き出されたものは非現実的な数値にもなりかねないと、やはり調査会に

において山内委員も再三指摘しておられました。つまり、現時点ではリスク評価のしようがないということではないでしょうか。

「BSE検査によるリスク低減と検査の限界」、「検査の限界」といみじくも表現されているとおり、現在の検査法では技術的な限界があり、潜伏期間におけるリスクの程度も不明なのが現状です。ところが、たたき台では、日本ではいわゆる全頭検査を行っていたことが、21及び23カ月齢のBSE感染牛の発見につながり、消費者の健康保護に貢献したと自己評価しており、検査の限界はあるものの、全頭検査をすることのみが消費者の安心を得ることができ、その程度を別にしなくとも、牛肉や内臓等を摂食することによるヒトのvCJDリスクを低減することに対して貢献していることは事実です。

結論の(2)でたたき台は、我が国で発生するBSEについては、現在のBSE検査及びSRM除去によって、vCJDが発生するリスクはほとんど排除されているものと推測されるとしていますが、これはまさに日本におけるBSE対策であり、しかも、全頭検査によってvCJDの発生リスクが排除されていると、日本政府が認めているわけです。日本のBSE対策が非科学的などという評価は絶対に受け入れるべきではありません。

あのプルシュナー博士も、ことし1月、米国議会下院の食品安全委員会幹事会で、と畜されるすべてのウシを試験する日本の解決策のみが、食品からのプリオン汚染を排除し、消費者の信頼を回復するでしょうと、日本の全頭検査を全面的に支持する見解を述べています。

今回、このたたき台では、肉となって輸入されるアメリカ牛のBSEについて何ら言及していません。したがって、このたたき台がどう意図しようとも、アメリカ牛肉の輸入解禁につなげることはでき得ないというべきでしょう。新聞にいわれるように、アメリカ牛肉輸入再開に向けて日米BSE協議が行われてきたとしても、アメリカ牛における厳密なリスク評価が実施されない限り、日本の消費者は輸入再開を支持できません。

リスク評価機関である食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、関係各大臣に勧告を行うことができるということを常に認識すべきです。この1年間、私たちは、食品安全委員会を傍聴して、見てまいりましたが、この1年間の活動を見てきて、私たちが感じる不満、そして危惧は、リスク評価をすれば事足りるとする姿勢が常に見え、あとはリスク管理機関の問題ととらえている節が感じられることです。今回のBSE問題でも、評価さえすればよしとするのではなくて、その結果を恣意的に利用するような態度がリスク管理機関に見えたならば、国民の健康の

保護が最も重要であるという基本認識のもとに、適正な勧告を行うべきです。そうでなければ、食品安全基本法に基づき、その理念を具体化するためにつくられた食品安全委員会の存在意味が問われることになるのではないのでしょうか。

BSE対策における日本の全頭検査方式は、日本国憲法第9条と同じく、世界に先駆けたシステムといえるでしょう、今後、ますますその価値が評価されるはずで、その先駆的システムを投げ捨てるような暴挙は慎むべきだと思います。

以上です。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。いろいろございましたが、評価と管理の話がやっぱり多かったかと存じます。座長、いかがでございましょうか。

吉川座長 全く影響を受けないでほしいというのが委員会の希望であるということ、何回か聞いておりますけれども、それは1つのスタンスと希望であって、全く無風地帯でやっているわけではない。ただ、今日、経緯を話したように、最初に食品安全委員会として専門調査会を立ち上げたときから、未来永劫全頭検査をして、肉骨粉を焼き続けることはしないだろう。とすれば、いつ、どういうふうの評価をしていかなければいけないかということは、第1回の専門調査会で、日本のBSEのあり方について、科学的評価をできるならやっていくのが、この専門調査会の責務であろうという総論と私は言いましたけれども、それは突発的にやったわけではなくて、1つの専門調査会の使命として位置づけてやってきたと思います。

それから、最終評価をするのは個人である。これは私も賛成です。調査会としては、できる限りのデータで、いろいろな施策を含めて、わかっている範囲のリスクを情報として流しますけれども、それを受け入れるか受け入れないかという部分に関しては、最初の方にもありましたけれども、個人的なリスク観の差がかなりあることは事実であって、必ずしも均一であるとは思いません。事実、吉野家の牛丼に並ぶ方々もたくさんおられるわけであって、我々ができることは、そういう意味でわかる範囲のデータを集めて、それに基づいて、どういうものがどういうリスクを持つのか、あるいはどういう施策をどういう組み合わせですることによって、どのくらいのリスクが回避できるのかできないのか、そういうことを分析して提示する。もう1つは、先ほどからいっているように、とられたリスク管理そのものについての有効性の評価と、またその限界があるならば、限界があることを明示していかなければならないと思っております。

指摘された幾つかの点は、的を得ていると思います。ただ、何人か出てこられたけれど

も、まず米国のBSEリスクについて評価をしろというのは、非常に荷が重い。少なくとも途中の回で何回かヒアリングあるいは事務局に情報収集を頼みましたけれども、やはり国内に比べてその情報は非常に乏しい。日本の中で得られた情報で分析しても、このくらいの確実さで提示しなければならないわけで、今のレベルで米国の評価をしろといわれても、もっと不確実なものしか出てこないということは、理解していただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。三宅さん、何かございますでしょうか。

三宅 非常に率直なご意見を伺えてうれしかったです、ということは、やはりアメリカ牛肉の輸入再開につなげる資料、データはまだないといえるのではないかと強く思いました。ありがとうございます。

司会 どうもありがとうございました。

時間を大分オーバーして、本当は終了時間をオーバーしてしまって、司会として大変申しわけございませんでした。9人の方々、どうもありがとうございました。以上で意見陳述はすべて終わりました。

(5) 会場参加者との意見交換

司会 本当に時間がなくて恐縮なんですがございますけれども、今までの議論をごらんになって、会場の方から何かございますでしょうか。では、時間を短くお願いいたします。

会場 時間が押しているのに済みません。1分だけお願いします。

今日、私、滋賀県から来させていただきました村上と申します。この意見交換会があると聞いて、私は本当にうれしくて、また、きょう参加させていただいて、専門家の安全委員会の皆さんのたたき台も事前にオープンにさせていただいたので、勉強してることができました。本当にありがとうございました。

意見陳述をしてくださった皆さんの意見をお伺いしていても、立場によってこれだけ白と黒、選択しても天と地の差があるものなんだということがよくわかり、消費者として、こんな意見もあったんだみたいな、目からうろこでした。

2つお願いがあります。1つは、東京だけじゃなくて、地方で是非この意見交換会を行ってほしいのです。私は、きょう、仲間のカンパによってかろうじてお上りさんになることができました。けれども、まだまだ意見を言いたい、勉強したい消費者はいっぱいいます。ぜひぜひこの意見交換会をせめて大阪ぐらいで開いてくれたらうれしいのになと思っています。それが1つ。

あともう1つは、今日、皆さん、コストだとか、いろんな難しいことをおっしゃっていました。理解することは余り多くはできていなかったと思います。でも、私は、BSEが日本で発症してから、かえって牛肉を食べるようになりました。我が家では、牛肉はハレの日、1年に1回しか食卓に登場しなかったのです。肉類は本当にハレの日、記念日しか登場しなかったんですけれども、BSEが発生して、全頭検査が行われている、検査が厳しくなったといわれる畜場とか、食肉解体のところとか、食肉業界、そういうところへ勉強させていただきに行く機会がふえました。勉強会を何度も開催してもらって、足を運んで、検査されるどころだとか実際に見ました。あと、トレーサビリティの問題とも絡めて、食肉現場、加工現場の皆さん、本当に従業員1人1人の皆さんが、自分の作業のラインのところで、ここからここまではこのウシのものだとか、レベルアップに物すごく熱心に取り組んでおられます。自分のかかわっている仕事のところでトレーサビリティを確立しようとか、肉の安全を最高、安心してもらえらるまで高めようという熱意と、努力を学んだので、私は、BSEの事件が起きてから、年に3回ぐらい食べるようになったかな。食肉業界の人たちが困ってはるやろなと思って、協力の意味で食べています。

そんなことで、検査の基準を、若齢牛の検査をしないとかそういったことは専門家の意見としてしかまとめられないと思いますけれども、でも、一番大事なことは、私の友達、水口町の谷さん、すごく苦しんで亡くなりました。家族の悲しみとその無念さといったら、今、思い出しても苦しくなるんですけれども、あんな思いを自分の子供とか家族にさせるぐらいなら、牛肉なんか食べない方がましだなと思います。

だから、命の重さを一番に考えて、その基準とか食肉の安全に対する行政を決めてほしいなと思います。ありがとうございました。

司会 地方の開催については、なかなかできないという誠意に恐縮でございますけれども、いろいろのことを検討したいと思っております。あとは、ご意見として承りたいと思います。

その他、ございますでしょうか。では、最後にそちらですか。

山浦 日本消費者連盟の山浦と申します。

きょうのたたき台を拝見しまして、きょうリスクコミュニケーションの皆さん方のご意見を伺いまして、結論部分の検出限界以下のウシについて検査の対象から除外することについては、検査によるBSE感染牛の摘発に影響を与えるのではない。BSE感染牛が食物連鎖に入り込み、vCJDのリスクを高めることにならないという部分と、前半の非常

に慎重な、いろいろな評価をされているところとの矛盾が明らかになったのではないかと
思うのです。日本における特定危険部位の除去ということがあるから大丈夫なんだという
流れだと思うんですけども、現在の日本の解体現場の問題等を考えましても、まだまだ
さまざまな問題点があるわけですから、外国でもそうですけれども、この最後の表現は、
前半の部分の慎重な表現からして非常に矛盾があるのではないかとということで、この点に
ついてやはり見直しをしていただきたいと思います。

それから、今回の問題では、非常に限定されたリスク評価の問題でしかないわけですが
けれども、今後の日本のBSE問題に対する問題点としては、日本の畜産のあり方をぜひリ
スク管理の場面で考えていただきたい。こういったさまざまな症状が出るような飼い方の
問題をどうやったら改めることができるのか。そして、どうやったら日本の消費者が安全
な食を確保することができるのか。生産者においても、以前のような薬とかさまざまな病
気の問題にならないような飼い方をどうやって進めたらいいか。そういうことをぜひ管理
の方でも考えていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

笹山 それは、先ほど私が指摘した結論部分におけるロジックのジャンプだと思います。
この試算はやれる状況にないわけですね。それをあえて試算してしまったというところに、
そもそも間違いがあるのではないかと思います。第一、5000人という数字は、潜伏期間
が100年という数字のものでしょうか。それで人間の寿命を上回るということから、最も悲
観的な数字ということになっている。そういういろんなところから数字を持ってきた上で
の試算でございますから、むしろそういう試算であれば、先ほどどなたかおっしゃったよ
うに、やめた方がいいと私は思います。

司会 さすがにそろそろ時間が迫ってまいりましたので、まことに中途半端で申しわけ
ございません。司会の不行き届きでございましたけれども、一応これで意見交換は終了さ
せていただきたいと思います。

時間が押していて恐縮でございますけれども、せっかくのご議論でございますので、座
長の総括をまとめたいと思います。5分ほど休憩をいただきたいと思います。4時54~55
分には始めますので、それまでにはお戻りください。よろしくお願いいたします。

休 憩

(6) 総括(意見の整理)

司会 では、そろそろ最後のセッションに入りたいと思いますので、ご着席をお願いいたします。

それでは、これからプリオン専門調査会の吉川座長より、本日の意見交換の総括をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉川座長 長い時間、どうもありがとうございました。事務局が総括の案を少し書いてくれてありますけれども、私の気持ちの言葉でしゃべった方がいいかと思います。

今日、こういう機会を持っていただいたリスクコミュニケーションの委員の方にも感謝しますし、やはり最初にいったように、自然科学のバックグラウンドの12人が議論を重ね、また、いろいろなところからそれぞれの専門家としての情報の収集に努めて、ある意味では、日本で初めて自分たちの評価をしよう、借り物でない評価をしようということを試みたのが今回のたたき台ということで、狭い専門家の中の一定の方針での案が、広くほかの立場の方からどう解釈されたかという情報をいただいたという点では、非常に感謝しております。

とはいえ、時期尚早論もありましたし、しょせん専門家のたたく数字は信頼できないとか、政治的利用価値云々、いろいろな見方もあるということもよくわかりました。それでも、我々の調査会の責務として最初に2つの目標を挙げましたけれども、その中の1つ、当然BSEのリスクは、感染症ですから、これから将来に向けて、病原体の量に応じ、また汚染規模に応じ変わっていくわけで、持続的に科学的検証を行っていくという立場については、ご理解していただいたのだらうと勝手に思わせていただきたいと思います。

たたき台の内容になりますけれども、不確実性をはっきり出したところは評価できるとか、責任逃れであるとか、いろいろな解釈があると思いますが、最も問題になった点、検出限界以下のウシを検査対象から除外しても、SRM除去の措置との組み合わせで、リスクの変動はないという項目に関してかなりの議論があったし、今回の公聴会の中で、その部分に関してかなりいろいろな意見が得られたことは、非常に大切であったと思います。記者会見のときに、私は、これはトートロジーであって、検出限界以下のものは検査をしても検出できないので、それを外しても入れてもリスクの総体に対しては変わらないんだ。しかし、これは答えになっているようで、実は禅問答みたいで、答えになっていない。次に来る質問は、どこからが検出限界以下なんだ。何カ月からが検出限界以下グループなんだということについて答えるのは非常に難しい。それが、何人かが指摘された、前半の慎

重さに対して後半の結論が非常に唐突であるという印象を受けられたことになっているのかと思います。

ほかにリスクの科学的分析とは別に、全頭検査に対する信頼性、あるいは安心感という付加価値、科学的とはまた別の意味の評価を我々の専門調査会でどういうふうに取り扱うかはかなり難しいというか、そういう宿題が残されたという気がします。安心の観点から全頭検査を継続するべきだという意見が非常に多くて、それはかなり参考になりました。今後、科学的観点からこういうものを含めて検討していく必要があると思います。

細かい点に関しては、メチオニン/メチオニンに対して、メチオニン/バリンの系が出てきて、日本の人口の遺伝型からすれば、それほど修正する必要はないという金子委員の意見はそのとおりだと思います。ただ、母集団になったイギリスでの推定数が計算に入れてあるのかなのかというような意見もかなりありまして、この辺も時々刻々データが加わりますし、そういう意味で科学評価は法律ではないので、一たんやったら変えないというつもりはありません。全頭検査についても、検出感度が変わればまた変わるのではないかという指摘もそのとおりだと思いますし、そういう意味では、持続的にリスク評価を続けていくことが必要であると思いますし、そういう科学的データの収集についても継続していきたいと思いますし、有用なデータがあれば固執することなく評価を変えていく。定量的な評価の強さは、定性的な評価に対してある種の柔軟性があると思うので、その辺についても、今後、検討を重ねていきたいと思います。

専門用語が多過ぎて難解であるという指摘がありましたけれども、これについては、どうしても専門家同士は自分たちの符号でしゃべることが多いものですから、これは反省しております。リスクコミュニケーションの要員として、こういう聴聞の会を持つことと同時に、リスクコミュニケーションの専門の委員の方にもよく意思の疎通をして、こういうことを言いたかったんだということを、なるべく皆さんにわかるような形で提示してもらう努力をしていってほしいし、したいと思っております。

この感染症がウシからヒトに来ること、それからウシからウシに回って、種を超えてウシからヒトに来る。ヒトに来た後、ヒトからヒトに回る感染症であることは、正しいと思います。その中で、決してウシ・ウシ、あるいはヒト・ヒトについてリスク評価を放棄するわけではない。それは入れて考えなければいけないというご指摘はもっともですが、最初にいったように、食品安全委員会のプリオン専門調査会としては、ウシからヒトという部分の食を介しての健康危害のリスク評価を第一義的にやろうということ、

何回目かの専門調査会で決めて、余りにすべてのことを一遍にやることはとても不可能ですし、委員会の責務として重みづけをしようということで、今回のたたき台はメインにウシからヒトへのリスクと、それにとられた施策の評価という全体像の中の、ある意味では総論部分の、今まで出ている情報を全部集めてたたき台として体系化して、評価してみようという試みを伝えたわけで、アメリカとの関連とかそういう点に関しては、何度も答えましたけれども、なるべく独自で離れた、冷たいといえば冷たいかもしれませんが、自分たちの科学的定量評価というスタンスで、惑わされないようにやっていきたいと思っております。

本日、議論の対象となったたたき台に関しては、まだ専門調査会の方でも議論を進めているところでありますので、本日の意見交換、いろいろな貴重な意見をいただきました。それも含めて今後とも審議していきたいと思っております。また、情報の漏洩その他の問題もありましたけれども、従来公開でやっていますし、今後できるだけ透明性を高くして、関係者と意見を交換していきたいと思っております。

総括としては、大体そういうことです。

司会 どうもありがとうございました。以上、総括をしていただきました。ありがとうございました。(拍手)

(7) 閉会挨拶

司会 それでは、最後でございますが、閉会のあいさつといたしまして、食品安全委員会の見上委員からごあいさつ申し上げます。

見上 本日、日本のBSE対策に関する今までの知識を、ある時点でやっぱりいろいろまとめなきゃならないという形で、今日、このようなリスクコミュニケーションを開きまして、皆様方からさまざまなご意見をいただき、まことにありがとうございます。また、専門委員の先生方にも本当にありがとうございます。

食品安全委員会の重要な役割として、リスク評価とリスクコミュニケーションがあります。こうした活動の基本としまして、私たちが常日頃大切にしていることは、食品安全委員会に対して国民の皆様からの信頼を得ることです。なぜなら消費者、生産者が食品に求めている安心は、安全という科学的な知見と、それを発信する私たちの信頼から生まれるものと思っております。このため、委員会は予断を持たずに、プロセスを非常に大切にしながら論議を進め、これを公開して皆様方に見てもらった上で、結論を出すつもりでございます。

す。

BSEの問題は、国民の間で意見や考え方をまさに二分するというような難しい問題ですが、本日の意見交換会もこういった私たちの考え方に基づいて開催したものでございます。

本日は、特に意見陳述人の皆様や、また、会場の皆様からいただきましたいろんなご意見、ご要望につきまして、報告書の取りまとめの検討に当たって、参考とさせていただきます。引き続き、客観的かつ中立的、科学的な論議を行っていきたいと考えております。

簡単でございますが、これで閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

時間が過ぎてしましまして大変申しわけございませんでしたが、これで本日の意見交換会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

アンケートの方をよろしくお願ひいたします。

午後5時6分 閉会